

平成27年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成27年3月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴 木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 林 修 三
10番 小 高 良 則
11番 川 上 雄 次
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 山 口 孝 弘
22番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	榎 本 隆 二
教 育	長	加曾利 佳 信
総 務 部	長	石 毛 勝
市 民 部	長	加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事（事）総務課長	石 川 良 道
市民部参事（事）社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事（事）道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須賀澤 勲
主 査 補	居 初 理英子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成27年3月3日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第32号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（湯浅祐徳君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に、報告します。

議案第20号、議案第24号、議案第25号に関する追加議案の説明資料を配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号から議案第32号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲内を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答2回まででお願いします。

最初に、川上雄次議員の質疑を許します。

○川上雄次君

おはようございます。それでは、私は、議案第2号について質問いたします。

議案第2号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正、これは2014年6月の参議院で可決した、教育委員会改革の大きな1つの歴史的な転換期であったのではないかと思います。今年の4月1日から施行されますので、その内容について、若干質問させていただきます。

この教育委員会改革の改正は、教育の政治的中立性の確立、確保、いじめ、体罰などへの対応、それが骨子となっております。そこで最初の質問は、教育行政の危機管理について、本市はどのようにこの改正案をもとに取り組むのか、お伺いします。

○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。

教育行政に関します危機管理につきましては、まず第一義的には当然現場もございまして、それから、責任者といたしましては教育長が対応することになります。それから、教育長の判断によりまして、市長への報告はもちろんでございますけれども、教育委員会への迅速な情報提供、また、必要に応じた教育委員会会議の招集をすることになります。

これらの流れにつきましては現在と変わりありませんけれども、今後、4月1日以降、また、市長の判断によりまして、緊急の会議が必要であると、総合教育会議の必要性があると判断したときには、市長の招集によりまして会議を開き、緊急の対応をするという方向になると考えております。

○川上雄次君

危機管理に関しましては、非常に残念ですけど、最近は非常に大きな事案が発生しております。特に、川崎の中学1年生の殺害の事件が非常に大きな問題となっておりますけれども。

教育委員会改革、新しい体制になったときに、今までと変わった部分があるのか。例えば、今回の事件に関しましては、警察への対応であったりとか、または、ネット社会への対応であったりとか、さまざまな課題が出ておりますけれども、本市の場合には何か新しい取り組みは考えているのでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

今回の件につきまして、今回の教育行政の法律の関係の改正の発端となりましたいじめ、そういうことが大きな原因になっておりますけれども、今回の事件についてもその辺も関係してくるのかなというふうに考えております。

当然、学校等のいじめに対しましては、それぞれの学校で基本方針を定めておりますけれども、そういう事件が発生した場合には、先ほど申し上げましたように、教育長の方から市長に報告し、市長の招集のもと、総合教育会議を緊急に開いていただきまして、対応を検討するということになりますので、その辺、いわゆる総合会議が設置されたということが大きな変革だと考えております。

○川上雄次君

次長がおっしゃったように、この法律案については大津のいじめ事件がきっかけで、教育委員会の対応に問題があったということで、一時は教育委員会不要論まで出るぐらい、国会でいろいろ論議されて、この体制ができたわけです。

今お話に出ました総合教育会議についてなんですけれども、この会議の構成員、メンバー、また、内容的には公開の場で十分協議、調整するというふうに既に決まっておりますけれども、どのような形で公開していくのか。構成メンバーとともに、お伺いします。

○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。

総合教育会議につきましては市長、それと、教育委員会が構成員となります。人数的には6名となります。今おっしゃられましたように、原則、会議は公開となります。ただ、どうしても、先ほどの件にありましていじめですとか、個人的な情報がある場合には非公開ということも考えられますけれども、原則的には公開で会議を行うということになっております。

○川上雄次君

公開する方法というのは、どのような方法なんですか。公開する手段。

○教育次長（河野政弘君）

総合教育会議の日程が決まりましたら、例えば、広報ですとかホームページ、そういうところによりまして周知を図ることが1つの手段かと考えております。

○川上雄次君

わかりました。

最後の質問になりますけれども、新しい教育長につきましては、教育の中立性、継続性、

安定性が求められますけれども、それについては教育長の方から、どのようなお考えか、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

新しい教育委員会制度は、現在の教育長の任期が終わった後から新教育長のもとで動くこととなります。制度的にはこの4月から始まりますが、教育長に関しては次の教育長からになります。

今までどおり教育委員会の代表といたしまして、責任を今以上に持ち、今は教育委員長と教育長が2つ存在しておりますが、今度は新教育長一本になりますので、今まで以上に責任の明確化、そして、即時性、そして、市長部局との連携調整を図っていけることとなりますので、その辺を重視して、教育行政における責任体制を一層強化していきたいと思っております。

○川上雄次君

非常に教育長の責任が重くなります。そういった意味でもしっかりと八街の教育行政の陣頭指揮していただきたい。そのことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で川上雄次議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

それでは、私は議案第6号から質疑していきたいと思います。

議案第6号、付議案の14から15ということですが、児童クラブの件でございます。

今回改正されまして、新しく増員していくということですが、第3条の定員については、増えるところとそうでないところと、いろいろあるわけですが、増える場合でも5人とか、そんな程度で、川上は1つ、学校の中でクラブを増やすということになるわけですが、定員が増える児童クラブの対応として、第4条との関係で、対応しきれんのかどうか。

保護者からすれば、本当に子どもを安心して預けられる場所として大変喜んでおられるし、まして指導員がしっかりとやっているわけですから、しかも7時までやっているということで、働くお母さんたちにとっては大変喜ばれております。ですから、そういう意味でも、せっかく改正してクラブの延長、増やしたりとか、児童数を増やしたりとかするわけですけど、増えるところと増えないところとあるのですけど、そういった関係で対応しきれんのかどうか。まず、その辺について、どうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の一部改正については、今議員が述べられたとおり、定員増をしているということで、合計で60人定員を増やしておりまして、現行の定員440人を60人増やして全体で500人、そのような改正でございます。

定員増の児童クラブについては、八街児童クラブが10名、八街北児童クラブが5名、交

進児童クラブが5名ということで、既存の施設の中で定員増が図れるところを増やしていこうと。それからもう1点、今述べられたとおり、川上小学校の中に余裕教室が4月からできるということで、一般質問でもお答えしましたが、7月開設を目途に40名ということでやるわけでございます。

4条の関係で、4月から対象児童が6年生まで拡大するということで、やはり、量の確保を私どもは図っていかなければならないということで、今回こういう措置をしたわけでございます。

実際、2月時点で申し込みがあったわけですが、4月からの。それについては、今現在の待機児童は発生していないという状況に至っております。今後、随時申し込みがあると思いますので、それについては、各児童クラブによっては、例えば、今までですと八街東の関係は結構待機児童が出るということですが、それについては今後、教育委員会とも随時協議を行って、余裕教室ができればそちらの方を児童クラブとして、または、放課後総合子どもプランの中で放課後子ども教室と一緒にやっていくとか、いろんなことがありますので、それについては教育委員会と、私ども市民部の中で協議しながら、枠の拡大を図っていきたいということでございます。現時点では、平成27年4月からの待機児童は発生していないというような状況になっております。

○右山正美君

大分丁寧に答えていただきました。

川上児童クラブも若干出てきたわけでございますが、平成27年7月1日に開設ということで。

今は4年生までですが、5、6年生も含めて、今度は幅が広がるわけですが、川上については7月1日、空き教室で工事してやっていくと思うんですけど、その間、4月から7月の間に児童クラブに通う子たちは、定員が80名、40人、40人になっていますよね。4月1日から片一方は空き教室を工事してやるというんですけど、その間の手当というのはどういう形で手当てされるのですか。

○市民部長（加藤多久美君）

川上児童クラブにつきましては、今現在の申し込みが合計で44人ほどございまして、4年生、5年生が合計で8名いらっしゃいます。44名ということで、既存の児童クラブは40名の定員でございますが、委託先でございます社会福祉会と協議して、その4名については保育できるということで協議を進めておりまして、6月までは44名体制で、今の児童クラブで保育していくと。7月に開設、オープンが決まれば、高学年については基本的には余裕教室の方に行っていただく。そのような予定で今進めているところでございます。

○右山正美君

もっと早く教室を開放できればいいなというふうに思います。

また、全体的には定数に満たないところがあるかもしれませんが、もっと幅広く保護者の方に呼びかけていくことは大事ななというふうに思いますので、工事の方と定員の問題につ

いては、働く保護者が少しでも子どもを安心して預けられる場所ですから、ぜひそういったPRもやっていただきたいなと思います。

次に、議案第7号でございます。

八街市は長寿祝金を廃止するということです。長寿祝金制度というのは、高齢者に対して敬老の意をあらわして、あわせて福祉を増進することを目的に条例化されたわけであります。昭和33年の4月4日ですね。80歳で1万円、88歳で2万円、99歳で3万円、100歳で5万円ということで、今まで支給されていましたが、これを全く廃止するということですが、これはちょっとどういうことなのかなと思います。

まず、条例廃止の理由について、伺いたいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

お答えいたします。

長寿祝金につきましては、ご質問のとおり、高齢者に対し、祝金を支給することにより敬老の意を表し、あわせて、その福祉を増進することを目的に、昭和33年から事業を行ってまいりました。

これまでの間、その時代や社会情勢に応じまして改正を行ってまいりましたが、近隣市町村においても事業の縮小や、祝金から祝い品へと内容を見直す市町村も多く、参考までに申し上げますと、富里市では80歳以上の方に2千円分の商品券を、白井市では88歳の方に3千円分、100歳の方に5千円分のカタログギフト、栄町では99歳の方へ3千円から4千円相当の記念品を贈呈しております。

国も、敬老事業においては当該年度において満100歳に達する方が対象者とされており、本市においても厳しい財政状況が続いていることから、総合的に判断いたしまして、長寿祝金制度を廃止し、新たに記念事業として100歳高齢者に対する祝金支給規則を制定いたしまして、当該年度において満100歳に達する方に祝金として5万円を支給するものでございます。

○右山正美君

富里市とか白井市は2千円とか3千円の商品券ですけど、八街はばっさり切っちゃうわけでしょう。例えば、80歳で1万円を今まで出していたんですよ。ばっさり切るのではなくて、財政難だったら半額にして5千円の商品券でもというような発想になればいいんですけど。全体でわずか850万円ですよ。そういったことを削っていく。高齢者の方から、わずかな喜びさえも奪っていく。北村市政は、高齢者を大切にするとっておきながら、反対にこういう冷たい市政を続けている。全く逆だと思うんですよ。

基本構想の中でも、健康と思いやりあふれる街づくり、こういったことが書かれていますし、そういったことからすれば、絵に描いた餅なんですよ、全く。一遍にばっさり切っていくという問題は。

私は廃止に伴う金額について、全体で850万円ですけど、どのぐらいなのか。その辺について、伺いたいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

廃止に伴う金額でございますが、平成26年度の当初予算と比較いたしますと、平成26年度の当初予算は738人分で1千34万円で、今回、長寿祝金を廃止しまして、満100歳のみに支給した場合の見込額は経過措置12人分を含みます35人分で175万円でございますので、859万円が減額となります。

また、平成27年度当初の予算積算時の金額と比較いたしますと、長寿祝金を継続した場合の金額でございますが、平成27年度予算の当初積算時における支出見込額は794人分で1千183万円でございますので、長寿祝金を廃止した場合の175万円と比較いたしますと、1千8万円が減額となるものであります。

○右山正美君

80歳の人が483人、88歳が267人、99歳が27人。こういう人たちのわずかな喜びも奪っていく。こういうことは私はだめだと思うんですね。ぜひこういった問題を少し検討していただきたい。これを申し上げておきます。

次に伺うのは、議案第12号、国民健康保険税条例の問題であります。

3点目の国保税の引き下げについては、取り下げさせていただきたいと思います。

最初に、後期高齢者支援金について、支援分として現行14万円から16万円に引き上げるのですが、その人数と影響額を、まず最初に伺いたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

今回の課税限度額の引き上げにつきましては、地方税法の改正の方が昨年4月1日に施行しておりまして、その1年先送りとなっております。

課税限度額の引き上げに伴う影響といたしましては、昨年12月24日時点の所得情報をもとにした4月1日基準日における、人数という質問ですが、世帯単位の課税でございますので、世帯状況でお答えさせていただきますが。世帯状況での試算をいたしますと、後期高齢者支援金分につきましては、限度額超過世帯数が248世帯から174世帯へ、74世帯の減となりまして、調定額は412万2千600円の増となります。

○右山正美君

後期高齢者支援分として、2万円の引き上げによって174世帯が新たに引き上げの対象世帯になると。金額にして2千37万2千186円ということで、市民負担が増えてくるわけであります。ですから国の政策によって、こういった高齢者の方々の支援分、これがさらに負担となってくる。

次に、介護納付金でございますけど、現行の12万円から14万円。これもまた2万円引き上げるわけでございます。その内容について、世帯数と影響金額がどうなってくるのか、その辺について、伺いたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

介護納付金につきましては、限度額超過世帯数が60世帯から46世帯で14世帯の減となりまして、調定額は105万100円の増となります。

○右山正美君

介護納付金も新たに46世帯で課税が増えてくるということでございます。

今、高齢者の方々が必要としているサービスでどんどん金額を引き上げて、サービスを使えなくしていく。これが今の介護保険の中心的な狙いなんです。ですからこういったところを自治体がどうやって守っていくか、そういうことをしっかり考えていかなきゃならないのではないかというふうに、強く思うわけであります。私も思いますけど、ぜひ市長にも思っていていただきたいなと思います。

次にまいります。予算でございます。

まず最初に、市長交際費について、伺いたいと思います。

平成25年度決算では123万4千382円でございます、市長交際費。今年度の予算で120万円ですね。これは毎回、一般質問でも言いましたけど、平成27年度の今の予算は職員の削減とか給与カット、あるいは、住民サービスカットの犠牲で成り立っている予算であるということですから、やっぱり市長交際費についても、市長自ら襟を正して、こういったものも削減していく構え、姿勢を見せるべきではないかというふうに思います。これは担当課ではなくて、市長にじかに伺いたいと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

交際費の予算でございますけれども、平成26年度の150万円から平成27年度は120万円に削減したところでございます。今後、交際費の支出にあたりましては、交際費支出基準内規や弔慰金等贈呈要項に基づいて適切に支出するところでございますけれども、現下の厳しい財政状況を踏まえまして、交際費につきましては支出基準等の見直しをさらに実施いたしまして、さらなる削減に努めてまいりたいと考えております。

○右山正美君

やっぱり近隣市町村でも、市長交際費を含めて削減しているんですよ、本当に。そうしない限り、予算は作れない。

私は、平成25年4月から平成26年1月までの市長交際費をとってきました、ホームページから。中身を見ますと、やはり、懇親会といったものがものすごく多いです。あれと思うような中身もあります。細かく、詳細には言いませんけど。こういったものは遠慮した方がいいのではないかというぐらいの中身もありますから、その辺は遠慮しながら、財政状況を見ながら考えていく必要があるかなと。

人、街づくり協働の八街市を作っていくわけですから、そういうところで市長の姿勢というのが問われるんですよ、そういう面で。散漫にこういったものを使っていったら、市に協力しようかなと思う方々も散っていくのです。市長自らしっかり襟を正して、こういったものも削減していく。こういう勇気を持ってほしいと思います。再度その辺について伺います。

○市長（北村新司君）

ただいまの右山議員のご提案のとおり、さらなる削減努力をしてまいりたいと思います。

○右山正美君

ぜひしっかりと、そういったことでやっていただきたいというふうに思います。

それから、公共交通対策費。

８８ページ、公共交通対策費として、平成２７年度で公共交通の方向性を決めるとしているわけですが、スケジュール的に、一体どのあたりで方向性が示されるのか。それについてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

お答え申し上げます。

デマンド交通に向けました地域公共交通協議会におけます今後の日程等でございますけれども、協議会の中で、平成２７年度におきまして、ふれあいバスの再編、また、大幅な改正に向けた検討を行う予定ということになってございます。この中にはコース再編とか速達性の検討、こういうものも入ってございますが、再編する検討の過程で、当然デマンド交通の導入が有効であるか、そういった議論を重ねた上で、ふれあいバスとデマンド交通との併用も考えていかなければいけないことにはなろうかと思えます。

そこで、平成２７年度における検討作業でございますけれども、再編等の実現につきましては、国庫補助と事業期間等についても考慮する必要があるということで、平成２８年１０月頃には何とか結論を出して、実施に向けていきたいというふうに考えております。

○右山正美君

南部の方は高齢化率が３０パーセントを超えました。八街市に住んでよかったと思えるような、利便性の高い、どこでも安心して出かけられる体制作りには、早急な対策が求められますので、そういう方向性をできるだけ早くやってほしいと思います。だんだん高齢化率が高くなっていくわけですから。今も言いましたけど、南部の方は３０パーセントを超えました。健康体操とか、山田台あたりで少しずつそういうのも出てきました。いろんな施策を少しずつ満遍なく、ずっと伸ばしていく必要もあります。

買い物とかにも自分で行って、品物を見て買うことでストレスが解消される部分があるわけですから、ぜひ交通の便も。ただ公共性、国の制度、補助を使うだけではなくて、南部の方からのタクシー代を半額にするとか。デマンド方式ではなくて、じかにタクシー代を市が半額もつとか、そういった施策を取り入れることはあり得ることですから、ぜひその辺のことを検討していただきたいなと思います。ぜひ、早急な対策を立てていただきたいと思います。

次に、９８ページの市税徴収事務費について、伺います。

事務費として、４千２５５万８千円。この中で市税徴収員を何人ほど確保していくのか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

現在、市税等の収納補助員ということで２名、八街市としては雇用しているところでございます。今後につきましても、現状といたしましては２名体制は崩していかないということやっていきたい、というふうに思っております。

○右山正美君

私が言いたいのは、徴収員に対する教育というのをしっかりやらなきゃいけないと思うんです。

この間の国会の中でも、生活実態を無視した差し押さえが全国的に行われているということで、国会で唐沢局長が答弁しました。悪質な滞納者に対しては一定の非常手段をとることも否定はしないのですが、しかし、やってはいけないこととして、年金とか給与の生活費相当分、あるいは、福祉として給付されている公的手当とか、それらを奪われたら生業に差し支えが出る商売道具とか、あるいは、差し押さえ禁止債権などがある、そして、病気や失業で所得激減など、困窮に陥った世帯をさらに困窮に追いやる、こういった差し押さえをしてはならないと、国会の中でも議論されております。厚生労働省の唐沢局長は、地方にもそういった指導をしていくということですので、徴収に対する教育が本当に大事だと思うんですが、市としてそういった対策をされているのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

徴収につきましては、現状といたしましては、やはり、市政を運営していく上で税収の確保ということは極めて重要であるという認識の中で、市税等徴収対策本部でいろいろと協議を重ねながら、その年の徴収方法ですとか、そういったものをきちんと議論して、行っている状況でございます。

徴収強化につきましては、当然、私ども職員にとっても非常に辛いことでございまして、市民の方の財産を押さえるとか、こういったことについては職員は、先ほども言ったように、そういう中で、しかしながら、実態としましては可能な担税能力がありながらも滞納している方、こういう方については、きちっとした公平感を保つために、差し押さえ等を実施していかなきゃいけないというふうに考えております。

今、議員さんがおっしゃったように生活困窮になってしまうおそれのある方への差し押さえ、これにつきましては滞納者との納税交渉、また、納税相談をきちっと、当然のごとく市民の方の状況を私どもは把握しなければいけないということで、そういうものを繰り返しながら、所得の状況ですとか家族構成、その他の生活状況をきちんと見極めた上で、きめ細やかな対応を今後とも続けていかなければいけないというふうに考えております。

○右山正美君

やっぱり相談しないとだめですね。ただ一方通行ではなくて、生活実態を直視することが大変重要になってくるのではないかというふうに思いますので、ぜひその辺の注意を怠らないようにしていただきたいと思います。

次に8款ですが、常備消防について、伺います。

常備消防の予算は10億8千896万4千円、この中で前年比1千955万3千円の減でありますけど、その理由について、どうなのか。

○総務部長（石毛 勝君）

常備消防の予算が減になっているという状況につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防

組合費を前年度予算と比較したところでの減ということでございまして、平成26年度に千葉県市町村総合事務組合の市町村負担金条例に基づく退職手当の一般の負担金、需要案分負担金と申しますが、これが決定されまして、当消防組合におきましても累計黒字団体と指定されたところでございます。そういうことから一部還付等の対応が図られるということで、通知をいただいたところでございます。

平成26年度分につきましても、補正をお願いして返還されることとなつて、また、平成27年度から平成30年度まで、この間につきましては納付免除となることから、そういったところの減額がここにはね返ってきたところでございます。

○右山正美君

退職手当の案分の戻りであると。かなりの金額ですよ、約2千万円近いですから。

それと同時に、後半の非常備消防ともつながってくるのですが、市の消防体制として、強化体制として、北部の出張所、こういった計画はもうなくなったのかどうか。前は、北部出張所を建てて、北の方の整備にかかるという計画もあったわけですが、その辺についてはどうでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

消防力の指針上では、八街市につきましては、市街地人口が4万人という設定の中では事実上1署不足している状況ということになってございます。市民の安心・安全を考えていく場合に、北部地区に消防署の建設の必要性があるということは認識しているところであります。

しかしながら、建設の費用ということでは、単独で用地買収費ですとか、建設等の調査費、また、庁舎の新築の建設費、こういうものについて賄わなければいけないということで、現在の市の財政状況を考えますと、今すぐに計画を立てて実施することは非常に難しいのではないかと。

また、平成24年4月1日から通信関係、消防本部の119番通報の通信ですとか、消防車、救急車の無線による通信指令、こういうものがちば消防共同指令センターで一括で行われるようになったということも踏まえまして、隣接地域で発生した災害などについての応援体制も以前よりは整ってきているというようなことを踏まえまして、北部地区に関しましては、他市からの出動要請等も今後は可能だというようなことも踏まえまして、今後も検討していかなければいけないというふうに考えております。

○右山正美君

今、消防指令センターも出たから言いますけど、あまりにも広域では。私が救急車を呼んだとき、消防指令センターが出て、地名を言っても、「住所を言え」と。全く合致しないんですよ、地域と。八街市と。佐倉市もそうだと思います、酒々井町もそうだと思いますけど。事情を知っている方だったら地域性もわかると思うんですけど、消防指令センターというのをあまり私は、救急車を呼ぼうにも、路上で「住所を言え」と言われても、わからないでしょう、はっきり言って。ちょっと大げんかをしたことがあったんですけど。ちょっとこれは

いただけないかなと。非常備消防にもつながっていくのですが、非常備消防では、国も消防団の強化を示したのです、昨年。予算的には平成２７年度の今年度予算にどう反映されているのか。反映されていますか。

○総務部長（石毛 勝君）

右山議員がおっしゃるように、昨年、平成２６年２月７日に公示されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものがございまして、この中で安全確保のための装備品、また、双方向の情報伝達可能な装備ですとか、救助活動に対する資機材、こういったものをそれぞれ、ものによっては各団員全てにですとか、ものによっては各地域で整備と、そういった基準が設けられたところでございます。

しかしながら、今年度の本市の予算、平成２７年度の予算に関しましては、その基準に合う装備品の予算というのは、今回、計上できなかったわけでございます。例年と同様の消防団の活動に対する装備品等の予算、例年と同様の予算計上をしたところでございます。

○右山正美君

今もう３月で前任者の期限は切れるので、新しい分団の新体制が防災課に挙がっていると思うんですけど、なかなか団員確保が難しくなっているというのも事実であります。平成２６年度より平成２７年度の方が分団員は少なくなっていると思います、確実に。そういう意味からすれば、先ほど言った常備消防の体制も強化していかなきやならない。我々も頑張っているんですけど、なかなか団員確保につながっていかない。

消防団だけではありません。自治会もそうですね。区もそうです。人がなかなか集まらなくなっている。一般質問でもありましたね、組織率が低いと。そういう意味からすれば、やはり危機感を持たないといけないと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

時間がなくなっちゃったんだけど。

最後に、基本構想。

基本構想についても、市の実直な、真摯な対応がない限り、私は進まないのではないかとこのように思います。１０年後の人口を６万８千人にしているんですよ。これも住民に目を向けた、充実した施策がない限り、定着はないというふうに思うんです。しっかり住民と手を結んでやっていくには、姿勢も大切ですから、その辺もしっかり捉えて、基本構想も進めてやっていただきたいと申し上げて、私の議案質疑を終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で右山正美議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで１０分間の休憩をいたします。

（休憩 午前１０時５０分）

（再開 午前１１時００分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、まず、154ページ、4款1項5目の環境衛生費、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費について、お伺いいたします。

まず、この間の合併処理浄化槽設置状況及び要望はどうだったのか、お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

家庭用小型合併処理浄化槽の設置状況でございますが、補助事業として実施している中で、平成24年度といたしましては33基、平成25年度といたしましては21基、平成26年度といたしましては19基となっております。要望といたしますか、予算といたしましては、毎年23基の要望をしているところでございます。

○京増藤江君

合併処理浄化槽の設置についてはだんだん減ってきている、要望はあるのだけれども設置状況は減ってきている。この原因は何なのか。

そして、家庭内の雑排水処理に困っている世帯は大変多い。日々の暮らしの中で困惑しているという深刻な状況があるのですが、八街市としては設置事業について積極的に取り組んでいくことが、八街に安心して住めるということになると思うんですが、今後の方向はいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

先ほど、予算として23基分を確保しているということで、ご理解をお願いしたいと思います。また、要望については、これ以内という補助事業要望でございますので、予算の中では十分足りているかというふうに考えております。また、今後の計画といたしましては、国等へ補助事業の増額についても継続して要望してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

生活雑排水で困っているご家庭では、何とかしたいと思っても、このご時世で収入が少ないとか、生活が苦しい中で、設置したくてもできないというような状況もあると思いますので、より利用しやすくなるようにということで、研究していただきたいと思います。

次に、160ページのクリーンセンター処理場管理運営費についてでございます。

光熱水費、平成22年度の決算額8千10万円でしたけれども、年々増加しまして平成27年度の予算計上額は約1億1千606万円と、平成22年度の決算額と比較しますと約3千600万円増加しております。平成26年の9月から平成27年1月までの5カ月間では、可燃ごみ約170トンの減少ということです。また、雑紙などの資源化も始まっておりますし、もっとごみを減らして、光熱水費も減るのではないかとというふうに私は予想しますが、減らない理由は何でしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

ごみの減量化ということで、昨年9月から職員の確認業務によって、るる一般質問でもございましたとおり、減少しておりますが、光熱水費の電気料につきましては、電気料金の値

上げがございましたので、それらに対応するための電気料金の増というふうになっております。

また、経費削減のために電気の基本料金、こちらの方の契約電気ですが、現在1千100キロワットアワーの契約になっておりまして、こちらの方も1千キロワットアワーというような考えで削減策に努め、これらによって年間200万円程度が削減されるのではないかとこのように考えております。

○京増藤江君

先ほどの質問でも、高齢者の長寿祝金をばっさりとなくしてしまうと。住民の皆さんが喜ぶようなことがばっさり削られていく中で、どこを工夫していくかというところが本当に求められていると思います。今後さらに雑紙の資源化、また、生ごみの水分を減らすなど、市民の協力を求めて、可燃ごみの削減努力が必要だと思います。

新年度予算では、生ごみ処理機等への予算を廃止したままですけれども、今後、予算の計上を今年度中にぜひ求めたいと思いますが、どのような計画でしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

雑紙等の可燃ごみ、資源ごみ等の削減の取り組みといたしましては、平成26年4月1日から9月末までの雑紙等の回収量を申しますと1千540キログラムでございます。平成26年10月1日から現在2月末までの回収量といたしましては1千690キログラム、若干の量の増が見られますが、これらはごみカレンダーによって、各種の団体行事を利用して啓発していますけれども。

生ごみ処理機の予算化といたしましては、現在、予算計上とはなっておりませんが、リサイクルには重要かと思っておりますので、今後補正等の対応で考えたいというふうに考えております。

○京増藤江君

可燃ごみを減らしていく、また、生ごみは特に燃料が必要なわけですから、ここを減らすことで費用が減っていくと思います。また、いかにCO₂を減らしていくということが大きな問題でございますから、燃やすごみを減らしていく点では、自治体としてもしっかり取り組んでいくことをお願いしておきたいと思っております。

そして、生ごみ処理機を使っていただきましても、その堆肥をどうするか、そういうことまできちんと考えていかないと、利用につながっていかないとしますので、トータルしてごみ問題をどうするかというところで研究、そして、市民の皆さんにお力をかりていただきたいと思います。

次に、161ページ、焼却炉処理施設運営管理費用についてなんですけど、八街市では処理業務費用は2億9千559万円ですが、成田市や佐倉市はどういう状況なのか、お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

焼却処理施設の管理業務へのご質問で、近隣等の状況でございますけれども、近隣4市の

場合で申し上げます。計画期間は単年あるいは3年間やら、いろいろさまざまでございますが、これらを年間としての計算で申し上げますと、まず初めに、佐倉・酒々井清掃組合の方では年間あたり3億1千329万3千600円。次に、成田市・富里市の清掃組合さんでは4億9千500万円。あと、東金市ほか3市町清掃組合では2億1千643万2千円。あと、四街道市クリーンセンターでは1億4千858万6千400円というような状況になっております。

○京増藤江君

成田市は富里市と一緒に管理しているんですね。成田市と富里市を合わせて人口が約18万1千人なんですけど、4億9千500万円。八街市と比べると、約2億円多い。人口は2倍以上ということで、これが多いのか少ないのか、ちょっとよくわかりませんが。

焼却処理施設の運営管理というのは本当にお金がかかる。一般質問の中でも質問がありましたけれども、委託年数を増やしていく方向で減らせるのではないかなというような答弁がありました。国が自治体に対して大型の焼却炉建設を推した結果、借金の返済や維持管理に本当に多くのお金がかかって、八街市でも大変財政が圧迫されている。

担当課に聞きますと、現在は2つの炉があるのを1つにするのは難しいということでございますけれども、やはり、厳しい財政状況の中では、八街市全般の支出について、事業について、聖域なき見直しを方針としておりますから、大変難しい焼却炉の問題ですけれども、1炉にすることができるのかどうか、そのことについてぜひ研究をしっかりとさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

焼却炉の稼働について、1炉にできないかというご質問でございますけれども、本市におけるごみの量をスムーズに焼却処理を行っていく観点から見ますと、1炉での運転はなかなか厳しいものがございます。もし1炉が故障した場合、修繕が必要となってくることから、いつでも2炉が稼働できるような状態にしておく必要がございますので、1炉にするというのは非常に厳しいというふうに思っているところでございます。

○京増藤江君

ただいまの答弁のように、本当に悩ましい問題ではあると思うんですけど、地球温暖化防止、また、燃やすことで出る有害物質による環境汚染などを防止するために、やはり、これからは燃やさないですむ行政の推進が必要かと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

次に、161ページの焼却炉維持修繕事業費についてでございます。

平成21年度は7千452万円、だんだんと増えて、平成23年度には炉の修理などによって1億円を超えました。その後、8千300万円、6千900万円と推移して、平成26年、平成27年度はまだ予算ですけれども、予算のところで5千万円ということで、修繕費が少ない見込みをしております。

なぜこんなふうに下がったかという、早期発見、早期修繕で修理費を減らしているということで、努力は大変評価できると思うんですけど、炉というのは高温で運転しますから、

だんだん維持費、修理費というのが増えるのではないかと思います。もちろん経費削減にこしたことはないのですが、運転年数が経過するほど劣化が進むと言われている中で、このような低い維持修理費の見込みで、見込み違いはないのかどうか。そういう点が大変心配なんですけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

修繕費の関係が年々減ということで、平成27年度は5千万円というような提示をさせていただいております。それらの修繕といたしましては、まず初めに、平成23年に炉の大きかりな修繕をしております。その後、ビニールが混入した生ごみ等の焼却によって、炉の耐火物の損傷等がございますので、ビニールの混入がないように、広報やちまたや、ごみカレンダーや、各種団体行事等で、焼却についてのいろいろな啓発活動を実施するとともに、具体的な経費削減を含めて、それらの住民周知を行っているところでございます。

また、修繕の軽減といたしましては、一般質問でもございましたとおり、材料支給によって、運転管理業務をやられている技術員の方々に早目の修繕をしていただいて、大きかりな修繕にならないような対策をとっているということもございますので、この予算計上で可能かというふうに考えております。

○京増藤江君

なるべく費用がかからないようにということで、病気もそうですけれども早期発見、早期修繕ということで、早期に見付けていくという点では、本当に努力されていることは評価できだと思います。ただ、本当に必要な修理ができないことになったら、かえって費用がかかるという点で、判断は大変難しいと思うんですけど、施設が長く使えるようにということで、お願いしたいと思います。

次に、167ページなんですけど、農業問題です。

青年就農給付金についてですが、前年度よりも増えておりますけれども、前年度の実績について、また、給付金を受給した方の就農状況は続いているのか、やめた人はいないのかなど、状況について、伺います。

○経済環境部長（吉野輝美君）

青年就農給付金事業でございますけれども、平成26年度の給付金の対象者については、前年度からの継続者として9名、平成26年度からの新規が5名となっております。営農継続いただくための支援といたしましては、県の出先であります印旛農業事務所の指導員の方々に指導していただいておりますが、営農指導の相談やらの中で、現在、1名の方が休止中でございますが、その方以外は営農され、経営されているというような状況でございます。

○京増藤江君

1名休止しているけれども、あの方々は続いているということで。

就農の志がある人を後継者としてどう応援していくか。農業後継者を増やすことが農業活性化につながっていきますが、やはり、さまざまな指導、地元の方たちの交流も大変大切だと思うんですけど、この事業についての今後の方向はいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

今後ですが、予算でも増額させていただいておりますが、国の青年就農給付金、そちらの方をまず最初は支援として相談させていただいて、どうしても青年就農給付金ではハードルが高い方々については、市単独での親元就農に対しての支援、こちらの方で応援していきたいというふうに考えてございます。

○京増藤江君

国はTPPを進めたり、また、農協を潰したり、そういう方向で、本当に農業を盛んにしていくのかというところについての疑問は大きいものがありますが、八街市としては青年就農給付金、また、新規就農者支援金についても、さらなる発展をしていただくよう、私は要望しておきたいと思います。

新規就農支援金については、取り下げます。

次、169ページの農業振興費についてなんですけれども、農林水産業費自体が大変わずかで、全予算の1.2パーセントを占めているという中で、農林水産業費が少ない中で農業を発展させる予算とは、本当に言い難いなと思います。これでは財政状況が好転しない、八街市の市民の皆さんの暮らしはよくなるのではないかと思いますけれども、農業振興のための施策充実をどのようにしていくのか。せっかく農業後継者対策として八街市独自の新規就農支援金制度も創設したわけですから、しっかりと農業振興のための施策充実をお願いしたいのですが、どのようになっているか、お伺いします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

農業振興費につきましては70万8千円ほど減額させていただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、農業後継者対策、こちらの方で850万円の増額ということで、新規就農者の方々の育成、確保を引き続き図ってまいりたいと思っております。

また、農地の耕作放棄という問題も今抱えている中、耕作放棄地対策といたしまして、市の予算の中には計上されておりませんが、国、県の交付金を活用する中で解消を図っております。それらの活用を、中間管理機構の関係もございしますが、そちらの方の支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、農産物のPR事業といたしましては、各種イベント等に参加しまして、本市の特産品のPRを引き続き行い、販路の拡大に努めるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○京増藤江君

八街市としてさまざまな工夫をしているということは受け取れますけれども、予算は大変少ない。

八街市の農業をどうするかということは、先ほども申し上げましたけれども、国の施策とも大変大きく関わっている。国が食料自給率を高めたり、家族農業がきちんと運営できるようにと、そういう方向がなければ、なかなか八街市としても思い切った対策がとれない。これは当然だと思うんですけれども、国任せでは八街市の農業が潰されてしまうということで、

私はお聞きしたいのですが、自治体の努力だけではできないことがある、ＴＰＰの推進によって日本の農業が潰される。アメリカに対して、主要農産物についても譲歩を重ねていることが１つにはあります。また、農協を潰していこうとしている。農協がＴＰＰ反対の先頭に立ってきた、こういうことを邪魔にしているわけなんですけれども、農協が潰されていくということは、農業にも大きな影響があるということです。

市長にお伺いしたいのですが、最初に、ＴＰＰには反対すると市長は表明されました。農協については新しく出た問題ですけれども、農協の役割についてもきちんと評価して、農協を育てていく、世界からも日本の協同組合は大変すばらしいものだということで評価されております。これをしっかり育てていくという点では、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

京増議員さんの申し上げている内容につきまして、いろいろ私もしっかり今のご意見を拝聴したところでございますけれども。

八街市におきましては、昨年２月の大雪によりまして、各農家さんのパイプハウス等々が全滅の危機にあたるような状況がございました。そうした中に置きまして、いち早く八街市は国、県とも連携をとりながらパイプハウスの農家さんが持続してやれるような対策をまずは立ち上げて、そうした努力をしております。このことは、八街市の努力は、国、県としっかり連携をとりながら、八街市の農業を振興しよう、再生しよう、持続してやっていただくという姿勢の一端でございます。農協につきましては、私は今後ともＪＡと連携をとりながら、八街市の農業振興はＪＡの力をおかりしなければできないものと考えておりますので、今後ともＪＡとはしっかり連携をとりながら、八街市の農業振興に努力してまいりたいというふうに思っております。

○京増藤江君

ＪＡとも国とも協力していくと。それは当然ですけれども、農業を本当に発展させる点からは、やはり、今、国がやろうとしている農協潰し、そして、ＴＰＰ交渉、これをやめさせていく。この姿勢を、私はしっかりと持っていたきたいなと思います。

次に、１７９ページの商工業振興費について、シルバー人材センターがありましたね。ちょっと時間がないので、これは取り下げさせていただきたいと思います。

商工業振興費についてなんですけど、特産物販売促進業務なんですけど、１７９ページですけれども、八街市としても特産物についてはしっかり促進を頑張っているわけなんですけど、特産物を広げるという点では、やはり、農産物の加工とか、そういうことがなければ広がっていかない、広がりにくいのではないかなと思うんですが、加工についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

加工というご質問ですが、本市の特産品であります落花生につきましては、農産物から加工、販売に至るまで、本市の大切な地場産業と捉えております。そのほか、農産物につきましては、ＪＡみらいと連携を図りながら、千葉の野菜といたしましてＰＲに努めているところでございます。

また、本市の観光農業協会と連携いたしまして、落花生などの特産品のPR、こちらの方にも取り組み、八街野菜を季節ごとに、さまざまな種類のPRに努めているところでございます。

加工といたしましては、六次化産業に取り組まれている農家さんもおられます。ゴボウ茶等もそうですが、それらの取り組みをされている農家さんもおられますので、引き続き、六次化に取り組む方がおられれば支援したいというふうに考えております。

○京増藤江君

そういう方がいればということではなくて、八街市として、今、六次加工化している農家の方も1件か2件いらっしゃると思うんですけど、これを増やしていく。今、さまざまなグループに補助金も出ておりますけれども、こういう方たちと一緒に、市の方も研究していく。これがないと、商工振興しませんよ。八街市の場合は、今、部長が言われたように農業を基幹産業として、それを加工して商業とつなげていく、あるものをしっかり発展させていくことに力を入れていただきたい。

時間がないので、次の観光農業推進についても、先ほどちらと出ましたけれども、13万6千円の予算で推進をどのようにしていくのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

観光農業の推進費ということで、活動についてのご質問でございますが、現在、観光農業協会におきまして、市と連携した中で、東京都庁の観光PRコーナーや、毎月行っております浦安市をはじめといたしまして、さまざまな場所にて、落花生などの特産品のPRとともに、八街産の野菜といたしましても季節ごとにさまざまな種類を、平成26年度においては延べ32回のPR活動を、観光協会さんと連携して取り組んでいただいているところでございます。

○京増藤江君

観光農業推進というところでは、八街市の景観を活かしたり、八街市に農業の体験に来ていただいたり、八街市に来ていただいて、さまざまなものを消費していただく、そういうことも必要だと思うんですけど、その方法はないのですか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

体験的なものといたしましては、現在も個々の観光協会の農場さんで摘み取り等の体験をしていただいております。

このほかに、平成27年度における活動といたしまして、本議会の最終日に補正予算を提出させていただく予定ではございますけれども、国からの補正予算で地域住民生活等緊急支援のための地方創生先行型交付金を活用させていただくために、観光農園協会が事業主体となりまして、都市部の住民と農業生産者との交流を図りまして、魅力的な農業への理解を深めることや、八街の新鮮でおいしい野菜を知っていただくための目的で農業体験ツアー、こちらの方を企画しているところでございます。

詳細につきましては、これから十分に検討してまいります、具体的には野菜や落花生の

収穫時期に、都市部より観光バスで来ていただきまして、収穫体験や、おいしい八街の落花生、あるいは、野菜を食べていただき、八街のよさを知っていただくというようなことで、今後の八街の観光、その他、本市の振興の活性化が図れればというふうに考えております。

○京増藤江君

これは新たに組まれている予算ですから、そこを言わないと、何のためにこの予算が組まれたのかというのがわからないと思うんです。まして、八街をいかに活性化するかというところでは、自分たちが行くだけではなくて、来ていただく。来ていただく方が、いろんな点で有利なこともあるわけですから、そこをしっかりと推進していただきたいと思います。

次に、道路整備事業費についてなんですけれども、今、さまざま、少ない予算の中でしっかりと取り組んでいただいております。時間がないので、危ないところについて、ちょっと私はお聞きしたいのですけれども。

市道拡幅用地について、八街病院方面から中央公園までの畑に面した道路は歩道がないために、車同士がすれ違っているときには、乳母車の方とか自転車の方たちが本当に危険に直面しているところがあるのですが、こういうところについて計画があるのかないのか、お伺いします。

○建設部長（武井義行君）

歩道整備の全般ということで。

市全体を見まして、歩道の整備計画というのを、今、作成しようとしております。それらの中で、現地の危険箇所とかを把握し、優先順位等もしっかりつけ、また、国の方の交付金とか補助金を活用した中で、順次整備していければというふうに考えております。

○京増藤江君

優先順位は本当に大事なんですけど、病院へ行かれる方々、歩いて行かれる方々もいらっしゃるわけですから、高齢者の方々もたくさん通られるわけですから、ぜひ優先順位としていただきたいと思います。

次に187ページ、道路排水施設整備事業についてなんですけど、今回、市道38号線、東京都八街学園側からお稲荷さん方面の住宅地の冠水対策がされます。何回も、東京都八街学園の隣に調整池を作るように、また、ほかにも排水路の整備をということでお伺いしてきたのですが、今回のこれできちんと解決できるのか、お伺いしたいと思います。

あと1点ですけど、京葉霊園付近もすごく冠水するのですが、これも今、対策がされております。今までは、対策の不備で解決できなかったところがあるわけなんですけれども、今回の2カ所については、少なくともきちんと解決できるのかどうか、お伺いいたします。

○建設部長（武井義行君）

まず、二区の調整池付近の件でございますけれども、二区の調整池につきましては昨年度、国の補助金等を活用して整備ができて、あの付近の冠水というのは大分解消されたというふうに考えております。

ただ、今回計上しました側溝の改修なんですけど、調整池まで雨水を導入するとか、導

くための、既存の側溝が小さかったものですから、それを改修して、周辺住宅への侵入等を防ぐというような対策を。市の単独費ですので一気に全てはできませんが、今回は150メートルほど予定しております。これによりまして、ある程度は改修できると思っておりますけれども、やはり継続的に進めていかなければいけないかと考えております。

それから、京葉霊園の下の排水路ですが、実は民間の宅地内を排水路が通っていて、冠水が発生しているということです。これも順次、整備を進めております。新年度も予定しているのですが、これで全て解消ではありませんが、順次、整備する中で解消を図りたいというふうに考えております。

○京増藤江君

二区のお稲荷さんの周辺は、メインの道路よりも下が低くなったりして、大変難しい、そういう道路の構造だと思うんですけど。なかなか、いろんな工事をしても解決できなかったという点で、しっかりと研究して、少しでも費用も減らせるような、そういう方法が必要だなど。大変だと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第2号から質問いたします。

議案第2号につきましては、委員長職の廃止についてということでお伺いしているわけですが、教育委員長制度をなくすことでどのようなことが期待できるのか。その辺について、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。

今回の法律の改正の中で、これまで教育委員会の中で非常勤であった教育委員長と、常勤であります教育長の責任の所在が不明確であるという課題がございました。こういう課題の解消に向けて、教育行政の第一義的な責任者は、今度変わります新教育長に一本化されるということで、責任体制が明確化されるというのが、今回の改正の理由の1つだと思います。

また、新教育長につきましては市長、組長が直接任命することになりますので、現在、市長が任命した教育委員の中から教育委員会が教育長を任命するという、現在の制度における任命責任の曖昧さが解消されまして、市長の任命責任も明確にされるという趣旨だと、理解しております。

○丸山わき子君

もともと教育委員会というのは、戦後の1948年に選挙で選ばれた教育委員が、その自治体の教育のあり方を決める、大変民主的な制度で発足したという歴史的な経過があるわけですね。なぜそのような教育委員会を作ったのかといいますと、お国のために血を流せという

ことを子どもたちに教えた、戦前の中央集権型の教育行政を改めて、教育の自主性を守る、そのために教育行政を、八街で言えば市長から、独立させたという歴史があるわけです。しかし、教育委員が選挙で選ばれるという公選制は、1956年に残念ながら廃止され、教育委員会は形骸化されてきてしまった。ですから、教育委員長と教育委員との役割分担というのが大変不明瞭な状況になってきてしまったというのが、今日の状況であろうかと思います。

先ほど来、大津のいじめ等の問題で、質問や答弁等がございましたけれども、大津市のいじめの自殺事件で、いじめの隠蔽を行ったのは教育委員会の事務局だったと。第三者調査委員会の報告書では、住民代表の教育委員たちが蚊帳の外に置かれてしまった、このことが大きな問題ではなかったかと。今重要なことは、教育長以下の事務局の独走をチェックする、このことが今教育委員会としては必要である、教育委員としては必要である。そういう意味では、教育委員の存在は決して小さなものではないんだということを、第三者調査委員会の報告では指摘しているわけなんです。

ですから、今後も、本来なら教育委員会のこうしたチェック機能を活かす、そうした役割を強める、このことが求められていると思うわけですが、この4月からは教育委員長制度を廃止して、教育長に一本化させると。戦前のように市長が教育委員会を支配下に置く、大きな行政の変革を、改革をしてしまうというわけなんですけれども。今後、教育委員会のあり方に対し、これは市長にお伺いいたしますけれども、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

先ほどの、例えばの話でございますけれども、いじめ事件などが生じた場合でございますけれども、まずは、常勤の教育長が第一義的な責任者として、迅速に対応することになります。また、教育長の判断により、教育委員会の迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が必要になりますが、さらに、私の判断によりまして緊急に総合教育会議を開きまして、講ずるべき措置につきまして、しっかりと教育委員会と協議、調整する。そのような方向であります。

○丸山わき子君

市長が対応するのは、いじめだけではないんですよね。

次の質問に入りますけれども、教育委員会の独立性は確保できるのかどうかという問題があります。教育委員会は行政から独立した組織であるという点に最大の特徴があるわけですが、しかしながら、昨年の法改正によりまして、教育委員会を国と市長の支配下に置くということで、独立性が失われるのではないかと、大変な懸念があるわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

今回の法の改正後におきまして、教育委員会は地方自治法の執行機関としての位置付けや第21条、現行法の第23条でございますけれども、規定された教育委員会の職務権限に変更されないことから、引き続き、教育委員会は地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限

において管理し執行する、執行機関でございます。

なお、引き続き、教育委員会の議事は出席者の過半数で決するとされていることから、教育委員会は新教育長及び教育委員の合議で意思決定することになっております。また、総合教育会議におきまして、組長と協議、調整を行います。最終的な執行権限は教育委員会となりますので、その独立性につきましては、これまで同様に確保されと考えております。

○丸山わき子君

市長は今、独立性は確保されているというふうに答弁されました。しかしながら、今、国が市長に、首長に求めているのは、教育政策の指針、大綱と一言で言われているわけですが、大綱作りにつきましては市長がやるんだと。それも、国の参酌に従って作っていくんだ、作ったものを実際に実践していくのが教育委員会だというわけですね。この間、大変問題になっている、愛国心にふさわしい教育、教科書を採択する問題であるとか、あるいは、学力テストを公表させる問題だとか、こういった問題を国がやれと言え、市長はその計画を作る。そういう意味では、全く、独立どころか、教育に対する介入でしかない。教育委員会はもう従属せざるを得ないわけですから。そういう点では、本当にこれから、せっかく戦後、独立した行政機関としてやってきたわけですが、そこが大きく壊されていくのではないかというふうに思うわけなんです。その辺については、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

多分、丸山議員は、大綱についてというご質問だというふうに考えております。

大綱につきましては、対象とする期間がつきまして、法律上、まずは規定がございませんが、組長の任期が4年であること、また、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑みまして、4、5年程度のものを定めることを想定しております。

また、地方公共官庁におきまして、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができるものであり、組長が総合教育会議におきまして教育委員会としっかり協議した中で、当該計画をもって大綱にかえることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はありません。そういうことでございます。

○丸山わき子君

国の方は大綱作りに対しては首長にしっかりとした権限を持たせ、それを徹底させるというのが仕事であるということを明らかにさせてきた。これは国会の議論の中で明らかになってきているわけですが、市長が変わると、その大綱もガラッと変わってしまう。市長が任命する教育長も、市長が変わるたびに変わっていく。そういう意味では、教育行政の一貫性というのが崩れてしまう。ですから、大変な内容に今後なっていくのではないかという心配がございします。

やはり、教育行政が目指すものは一体何なのかというところなんです。子どもたちに学習権の保障を目的とする、教育の自主性を尊重していく、そして、何よりも行政は教育の条件

整備を行うことだというふうに思います。地域住民の意思を反映させるとともに、政治的介入を禁止して、一般行政からの独立性を確保していく。このことが今、本当に求められているというふうに思います。このことを申し上げておきたいと思います。

次に、平成27年度、新年度からは子ども・子育て支援による新しい保育制度が実施されるわけですが、議案第3号、早速、新保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてということで、今回、議案が出されてきているわけでございます。保育の実施に関する根拠の規定の削除について、お伺いするわけですが、市の保育実施の責任の認識はどうか。その辺について、まずお伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

今回、議案第3号で廃止の条例を提案させていただきましたが、まず、理由からでございますが、現行の本市の保育の実施に関する条例につきましては、現行の児童福祉法の第24条第1項の規定に基づきまして必要な事項を定めたものでありますが、今回の4月からの子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法第24条が改正されました。これによりまして、保育の実施基準につきましては条例に委任するという規定が廃止されまして、子ども・子育て支援法施行規則で定める事由により、保育が必要な子どもについて保育を実施することとなることから、今回、当条例を廃止するものでございます。

それから、市町村の保育の実施責任についての認識ということでございますが、平成27年4月以降につきましても、いささかも市の保育の実施の責任については低下しない、また、後退させることもないという、私の認識でございます。

○丸山わき子君

低下させないという、そこが重要なところであります。

新しい子ども・子育て支援の方向といたしましては、介護保険制度と全く同じ方向に行こうとしているわけですね。1つは認定制度を設けたということですね。この子は何時間の保育が必要だと。全く介護保険と同じように、認定制度を設けたということですね。

それと、国が今やろうとしているのは、国からの責任をいかになくしていくか。ですから、今言われたように、児童福祉法の第24条第1項、ここには辛うじて自治体の責任を載せてあります。最初は取り除くという国の方針だったのですが、これは国民、いろんな保育団体の反対にあって、とんでもないんだと。国の責任を取り除くことがあってはならないという大きな反対の中で、やっと残った状況なわけですが、

介護保険制度と同じように、保育制度を大きくゆがめていこうとするのが国の方針であります。しかしながら、子どもは国の宝であり、地方自治体が責任を持って育て上げるというのが本来であろうかというふうに思いますので、ぜひとも八街市が保育園に対しての責任をしっかりと持っていくということを、常に肝に銘じた対応をしていっていただきたい。このように思います。

それと、新しい保育制度が始まることによって、市の責任の所在が異なる施設事業が始まるわけですね。まず、1点お伺いいたしますのは、今言われたように、児童福祉法の第24

条第1項、ここに基づく保育所は市が責任を持ってやっていくのだと。これに対して、児童福祉法第24条第2項に基づく保育所以外の認定こども園であるとか小規模保育、これらは基本的には利用者と事業者が直接契約していく。契約方法も変わってくるわけですね。このように市が直接関わる所と、事業者と利用者が直接的に対応する所と、2つの異なる施設の事業が存在していくわけですね、これからは。そういう意味では、八街市としてはどのように対応されていくのか、どのように指導されていくのか、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

改正児童福祉法第24条についての認識をまず述べさせていただきたいと思うんですけれども、これについては、市が地域の実情に応じて保育所、その他の保育施設、事業を組み合わせまして、地域の保育需要に対応する責務を負うことを規定しているものと、私は認識しているところでございます。

それから、認定こども園につきましては、保育所と幼稚園の機能を合わせ持つ施設でございますので、これまで保育所で培われた保育の質を確保しつつ、幼児教育と一体的に提供できることで、子どもたちにとってよりよい環境を実現するものと考えております。

それから、平成26年9月議会で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を可決していただきまして、平成27年4月から施行して、私どもはこれにのっとりまして進めていくわけでございます。

議員がおっしゃられたとおり、保育所とは違いますので、この辺についての私どもの対応ということでございますが、地域型保育事業につきましては、私ども、市が認可する保育施設として4月から実施されるということでございますが、実際には4月から本市におきましてはそういう事業がないわけでございますが、市が認可するわけでございますので、地域型保育事業を認可した場合につきましては、市の定めた先ほどの基準条例に基づきまして保育を実施させるとともに、本市におきましても、事業を行うものに対しまして設備、運営及び保育の質を常に向上させるように、適切な助言や指導を行いまして、施設に通う児童が認可保育所と同じ保育を受けられるように努めてまいりたい。このように考えているところでございます。

○議長（湯浅祐徳君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○丸山わき子君

それでは、時間がございませんので。

議案第5号、利用者負担額を定める条例の制定について、お伺いしたいというふうに思います。

保育料についてなんですが、認定こども園、また、家庭的保育などの保育料で、市の市立保育園との均衡は保たれているのかどうか。その辺について、お伺いします。

○市民部長（加藤多久美君）

利用料につきましては、今後規則で定めていくわけですが、保育所の保育料は公立も私立も同じでございます。認定こども園の保育部門、例えば、2号認定、3歳以上で保育所に通う方、3号認定、3歳未満児で保育所に通う方、それと、家庭的保育関係の保育所につきましては、同一の料金で設定する予定でございます。

○丸山わき子君

新しい制度では保育料以外の上乗せ徴収、実費徴収を認めているわけです。事業者が保育の向上を図るため、英会話とか音楽教室とか体操教室などのオプションをやっていく、これに要する費用を上乗せすることが可能であるということです。そうなりますと、所得が低い方の負担がかなり大きくなってしまわないかと思うわけですが、直接契約するところの認定こども園であるとか、小規模保育事業者に対して、上乗せ徴収について行政が関与する、それ以上もう高くしちゃだめだよとか、もっと低くしなさいとか、関与する仕組みが必要ではないか。でないと、低所得者の方々は本当に負担増になって、保育へ行かせられなくなる、こういうこともあり得るわけです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

いわゆる新制度における上乗せ徴収、実費徴収の考え方につきましては、私どもは9月に最低基準の基準条例を設けて、そのときにいろいろと設定しているわけですが、基本的に上乗せ徴収については書面によります保護者の同意、実費徴収についても保護者の同意が必要ということで、事業者が勝手に幾らもらうとか、そういうことではなく、やはり、保護者の同意が必要になってきます。特に、上乗せ徴収については書面が必要ということで、きちんとした説明責任を事業者側に求めているということで、適正な判断で金額を設定していただけるものと考えております。

○丸山わき子君

その辺が全く市の方は関与できない分野である。国がそれでよしとしているわけですが、そうあってはならない。どの子も安心して保育園に通えるようにするために、また、低所得者の負担増にならないために、行政が関与できる仕組みを国に作れと要求していくべきではないかと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

時間がございませんので、2点目の減免免除について、お伺いいたします。

第3条では、市長は災害その他の理由により、特に必要があると認めるときは利用者負担額を減額し、または、免除することができるというふうにうたっているわけですが、うたっているその他とは何を指すのか、その辺について、お伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

第3条の減免の規定でございますが、災害その他ということで規定してございます。災害以外のその他につきましては、失業とか疾病等を想定しているところでございます。

○丸山わき子君

実施要項は作られているのかどうか。その辺についてはいかがですか。

○市民部長（加藤多久美君）

現時点では、減免要項についてはまだ作成してございませんので、早急に作成したいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ実施要項を作って、具体的に利用できる、そういう内容にしていきたいと思います。

千葉市の保育料減免実施要項を見ますと、今部長が言われたように、失業、病気等が対象となっております。そのほかに、婚姻によらない母、または、父となった者に対して、非婚者ですね、こういった世帯に対しても減免、免除を設けております。ぜひそういう点での対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間がございませんので、残念ながら、ずっと先に行きまして、一般会計予算、子ども医療費の助成事業について、お伺いするものであります。151ページですね。

八街市が子どもの医療費助成制度を実施することによりまして、本当に子育て世帯からは大変な歓迎の声が上がっているわけでございます。一生懸命に地方自治体が努力している一方で、国は子どもたちの医療費の無料化を実施している自治体に対して、国保への国庫負担金を削減する、とんでもないペナルティーを科しているわけでございます。八街市はどのぐらいの削減をされているのか、お伺いしたいと思います。

○国保年金課長（石川孝夫君）

市町村が単独事業によりまして一部負担金を現物支給した場合には、影響で医療費が増えるということから、単独事業を実施していない市町村との国庫負担配分上の公平を図るという目的で、医療費増に対して調整する減額措置が行われています。

この減額率は、一部負担金の減額幅や医療の受診実態に応じて算出されまして、対象となる費用額、つまり、お医者さんにかかった子どもさんの医療費分に対する国庫負担金の減額ということになりますが、最大で15.7パーセントとなっております。

本市の場合は、平成25年度の状況で申し上げますと、国の療養給付費負担金768万7千715円が減額されております。なお、この減額につきましては全額、千葉県の特例調整交付金によりまして補填されておりますが、その補填の対象にならない国の普通調整交付金については市の持ち出しということになるわけでございます。

以上でございます。

○丸山わき子君

やはり、市が持ち出しをしなければならないと。

地方自治体が市民の暮らしや健康を守るという努力に対して国が水を差すもので、到底認められない。やはり、市長は国に対して、こういったペナルティーをなくすことを強く求めていくべきではないかと思いますが、市長はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

子ども医療費助成事業につきましては、八街市も財政事情が本当に厳しいのですけれども、私といたしましても、子育て中のお母さん方をしっかり応援したいということで、継続して予算計上したところでございます。

ただいまのことにつきましてでございますけれども、国保に関する国からの交付金等が減額されるということでございます。全国市長会におきましても、地方からの要望に基づきまして、毎年、この減額措置の廃止について、国へ要望を続けております。今後も機会あるごとに、廃止につきまして、要望してまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

今まで国保も、収納率の悪い自治体に対してはペナルティーを科すということで、八街市も多額のペナルティーを科せられておりました。しかしながら、日本共産党の国会議員団がこういった問題を取り上げまして、断固として地方自治体いじめはやめるべきだということで、これをやめさせた経緯がございます。この問題には共産党の方でもしっかり取り組んでまいりたいと思いますが、自治体の長からもしっかりとした要求をしていていただきたいというふうに思います。

順序がちょっと逆になりましたけれども、子ども医療費の助成事業の中で、1診療あたり住民税の所得割課税世帯200円から300円、平成27年度は自己負担を求めるということであります。この自己負担を求める理由は何なのか、その辺について、お伺いします。

○市民部長（加藤多久美君）

一部自己負担については、受益者負担の観点からの要素だと思っております。

○丸山わき子君

八街市は子育てをしやすい街づくりを進めようとしているわけです。そのやさきに、逆行するような施策ではないか。病院にいつでもすぐ行ける、そういう体制作りをしていくためには、自己負担をなくしていくというのが本来ではなかろうかと思うわけです。なのに、200円から300円に引き上げる。8月から実施ということで、半年間で402万円。平成28年度以降は約800万円、1年間で、自己負担を市民にお願いしていくということになるわけです。100円上がっただけでも大変な負担増になっていくわけですから、そういう意味では、私は引き上げていくということが絶対にあってはならない。本当に子育てしやすい街づくりを目指すのであれば、こういった点での配慮はきちんとしていくべきではなかろうかというふうに思います。

それから、教育問題でお伺いいたします。

217ページ、223ページ、小・中学校の児童・生徒図書についてなんですけれども、せんだっても一般質問がございました。2012年から始まった学校図書5カ年計画、これ

は学校図書の標準の達成、それから、新聞の配置、学校司書の配置ということで、3つの課題がございます。この中で、八街市は新聞の配置はされておりますので、図書館標準の達成、それから、学校司書の配置という大きな課題がございます。今後、これがどのように達成されようとしているのか。その辺について、お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

お答えいたします。

学校図書5カ年計画の取り組みということでございますが、今お話がありましたように、国は平成24年度から平成28年度の間に学校図書館整備を計画的に進めるため、学校図書館5カ年計画を策定しました。

本市における学校図書標準達成率でございますけれども、平成26年4月1日現在では、小学校では99パーセント、中学校では104パーセントでございます。昨年度に比べまして、小学校で1千688冊、中学校で1千72冊を増加しておりますけれども、まだ標準達成率に満たない学校が、小学校では3校、中学校で2校ございます。今後も達成していない学校を中心に、学校図書館の標準達成を目指してまいりたいと考えております。

また、司書の関係でございますけれども、図書館の運営には臨時職員といたしまして今年度から学校図書館司書を4名雇用いたしまして、司書教諭とともに学校図書館の運営にあっております。なお、司書教諭については全ての小・中学校に配置してございます。

○丸山わき子君

学校図書の1校あたりの予算というのは47万3千91円。ところが、小学校は33万2千200円という状況です。中学校につきましては、67万7千630円。これが1校あたりの標準の予算措置と、国は示しているわけですが、実際には八街市は60万ということなんです。

これも地方交付税化されている中で、教育予算を確保していくというのは大変なのかもしれませんが、教育というのは子どもたちにとっては大切な栄養であり、学校図書の果たす役割というのは大変大きいという点で、5カ年計画の中できちんと達成していく、そういう方向があるのかどうか。その辺について、再度お伺いいたします。

○教育次長（河野政弘君）

これまでも順次、整備を図ってきたところでございますけれども、今後も予算化につきましては執行部の方へ要望し、できるだけ早い時期に達成してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

司書教諭義務化についてなんですけれども、ただいま1校1名配置されておりますというようにございますけれども、12学級以上の学校には司書教諭の配置が義務付けられているわけです。2校で1人ではなくて、1校1人の配置が必要であるというふうに思うわけです。1校に1名配置するにはあと何人八街市には必要なんですか。

○教育次長（河野政弘君）

司書教諭につきましては、各学校に1名ずつおります。ただ、図書館司書につきましては、

現在のところ、今年度からですが、臨時ということで、4名ですので、1人の方が3校ずつ担当するというような状況でございます。

○丸山わき子君

そうすると、あと何名必要になってきますか。

○教育次長（河野政弘君）

図書館司書につきましては、たしか2校に1人という基準だったと思いますので、あと2名ですか。時間的な問題もありますけれども、人数的にはあと2名ということになると思います。

○丸山わき子君

ぜひその点でもきちんと予算化していただいて、これは財政課とのあれでしょうけれども、財政課の方も、子どもたちにきちんと豊かな教育を保障するという立場から、財政措置をお願いしたいというふうに思います。

それから、教材用備品の購入に関しまして、各学校からの来年度の予算要望、それと、予算措置が何割ぐらい、できているのでしょうか。

○教育次長（河野政弘君）

各学校からの要望につきましては、現在、教材備品に係ります予算につきましては、各小・中学校から寄せられる要望を整理いたしまして、各校の児童・生徒数に応じて予算を配分してございます。各校の教材備品購入に係る予算の要望額につきましては、どうしても高くなる傾向がございますけれども、厳しい情勢の中で現在の予算を確保しながら、各校の備品等の更新、また、新規購入に必要なものにつきましては配慮してまいりたいと考えております。

ただ、今聞かれましたように、何割という数字では申し上げられないところがございますので、よろしくお願いいたします。

○丸山わき子君

文部科学省が教材整備計画で示しているのは、小学校1校あたり316万円なんですね、1校あたり。ところが、八街市は小学校全体で170万9千円で、1校あたりの半分程度の予算しか、八街の教材整備予算はついていない。中学校は1校あたり335万円という予算措置をしてありますよというふうに言っているわけですがけれども、実際には八街市の中学校全体で148万5千円しか予算措置されていない。

国の地方交付税化ということで、市の方にお金がおりてきたときに、何が幾らかというのは、いろいろ地方交付税化されていますから、なかなか配分が難しい。また、財政が大変厳しい中で、こういった点での教育予算が削られてしまうことがあるわけですがけれども、現場からはいろいろ不自由している声が聞かれるわけです。

極力の、これは予算措置であったと思うわけですがけれども、子どもたちを立派な教育環境のもとで育て上げていくというのは行政の仕事であるわけで、財政が厳しいからということで、従来どおり削減していくのはまずい。そういう点での今後の予算措置のあり方、その辺

について、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

子どもたちの育みは、丸山議員と同じ気持ちの中で、大切にしたいという思いであります。そうした中で今回の予算措置でございますけれども、今後とも教育環境を整えるという念頭に立っての予算編成をするよう、努力してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

じゃあ、最後です。

市長は子どもたちは八街の宝だと。私は、12月議会の答弁を聞いたときに本当にうれしかったんですね。やはり、宝をもっと豊かに育て上げるために、ぜひとも教育への予算措置をしっかりとつけていただきたいと、お願い申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、石井孝昭議員の質疑を許します。

○石井孝昭君

では、質疑に入らせていただきたいと思います。

議案第32号の八街市基本構想の変更についてから、述べさせていただきたいと思います。

今は基本構想を練っている段階ということで、これから先の約10年間、2025年度までの基本構想が、今回議会の議決を経るわけでございますけれども、この10年間は非常に高齢化が進み、少子高齢化の中で予算を組んでいったり、大枠の基本構想、骨太の構想を建てる上で、この議会がとても大事だというふうに認識しております。

この基本構想の変更の中で、人口の設定について、第4節の点でご質問させていただきたいと思いますが、企画課長より説明をいただいたときには6万8千人を想定していますということでありましたけれども、この具体的な積算の根拠、ここからまずお聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

今回の基本構想の見直しというところの根本といたしましては、人口の乖離ということで、10年前に策定した計画から現状を見ますと人口が減少しているという中で、見直しをするということで行っております。

将来人口につきましては、2025年の総人口を6万8千人と今回想定したわけですが、積算方法といたしまして、コーホート要因法というものがございます。

これにつきましては、同じ年、同期間で出生した団体、これを1つのくくりとしまして、そのコーホートごとに出生、死亡、移動、それぞれの変化率を求めまして、推計を出すというものでございます。

この方法によりまして、八街市の推計を出したところ、平成21年から平成25年までの

5年間、この動向を踏まえた推計で6万5千32人という数字が出たわけでございます。これに対しまして、いろいろと協議を重ねてきたわけでございますが、本市といたしましては、単純に減少だけでとどまっていいいのかといったところの協議、検討をさせていただきました。その中で可能な限り定住人口を維持する、また、次世代を担う若者や子育て世代が住みよい環境を作っていく、子どもを産み育てやすい環境というものの確保を進めながら、さまざまな施策を講じて、約3千人の上乗せという努力目標を立てたわけでございます。これを合わせまして、6万8千人という10年後の将来人口を推定したところでございます。

○石井孝昭君

人口の設定はよくわかりました。10年後、八街市としても、この人口を設定することによって、さまざまに財政規模が変わってきます。10年後に責任を持つということが大事なと。八街市としても、我々議会としても、10年後の政治に責任を持って、今回判断することになるわけでございます。

いただいた表にありますけれども、生産年齢人口が65.4パーセントから10年後は56.5パーセント、高齢者人口が23パーセント、今は24パーセントですけれども、34.4パーセントに増加しますと。これによって予想される財源の内訳、これはもう事前に恐らくたたき台を作っていると思いますけれども、どのような財源の内訳をもって10年後、臨んでいくのかというのは作られていますでしょうか。

○財政課長（佐藤幸男君）

今の議員さんのご質問でございますけれども、10年後の財源内訳というようなお話でございました。私の方から、10年後の財政がどのようになっているのかという観点からご説明させていただきたいと思います。

物価の変動あるいは経済成長等は考慮しない、また、税制度などについても変更はないということを前提としてになってしまいますけれども、住民税をはじめとする市税収入や地方交付税以外の各種交付金につきましては、人口減少、特に、生産年齢人口の減少によりまして、減少することが予測されております。

しかしながら、これを補完する制度としまして、地方公共団体の自主性を損なわずに地方財源の均衡化を図ることから必要な財源を補填するという、地方交付税制度がございます。この制度によりまして、本市における基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が地方交付税ということで、本市に移行されることになっておりますけれども、基準財政需要額につきましては、人口を算定基礎とする項目が多くございます。

この将来人口から推測しますと、高齢者人口から算定される高齢者福祉諸費の財政需要額は大幅に増加するものと考えておりますが、児童数、生徒数から算定しますと小学校費や中学校費の財政需要額は大幅に減少するのではないかと。また、社会福祉費や消防費などの、市の全体人口から算定する財政需要額も減少することから、財政需要額総体については減少するのではないかとというふうに考えております。

また、地方交付税を含めた一般財源総体につきましては、財政需要額と比例して推移する

こととなりますので、財政規模自体は縮小するものの、人口減少ほど大きな減少はないものと考えております。

○石井孝昭君

質疑の場合なのであまり深くは言いませんけれども、間違いなく10年後に責任を持てる数値を設定して図っていくことが、私はとても大事なことだなというふうに思っています。2年後には消費税もまた8パーセントから10パーセントに上がります。そうすると、地方消費税交付金がまた増えると思いますけれども、地方交付税はまた減るという形になりますし、5年ごとの、今年もある固定資産税の見直しも、約10年後には2回あるという試算も立てられるのではないかというふうに思いますので、そのような数字を当て込んだ中で、10年後の構想に臨んでいただければなというふうに思います。

続いて、第5節の魅力ある都市空間を形成する土地利用についてでございますけれども、この中で八街駅周辺にいろいろ、公共核施設とか民間施設、土地が幾つか分かれておりますけれども。

この中で公共核施設用地のスペースの中での位置付けはどのようになっているのか。また、10年後の構想の中で公共核施設用地でどのような土地利用を。そして、都市機能をあわせ、今回備えたと書いてありますけれども、そのようなにぎわいのある街づくりを進めていくにはどのように。まず、八街駅からお聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

これまでも公共核施設用地の位置付けということで、第2次基本計画の主な計画事業におきまして、八街駅北口に建設を計画している複合的な文化施設の整備計画を検討するというような掲載になっておりました。しかしながら、現在の市の財政状況を見る中では、うたわれておりました複合的な文化施設についての整備計画を進める状況には、現状としてはないというふうに、私どもは理解しているところでございます。

しかしながら、今回の基本計画を策定する中で、公共核施設用地のあり方につきましては十分な検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

複合的な文化施設、文化会館を視野に入れてということだったと思いますけれども、私は個人的には、逆にいいきっかけとして、駅前には必要なのかなというふうに思っております。文化会館が必要ではないということではなくて、駅前である必要があるのかなということを、まず前提として、私は話し合うべきではないかと思っております。

北村市長、私はそのように思いますけれども、駅前の複合的な文化施設、このあり方と、榎戸駅、市長は肝いりで榎戸駅で進めていらっしゃるんですが、都市機能を合わせ備えたと、今回付け加えられました。この思いを述べていただければありがたいと思います。

○市長（北村新司君）

基本構想の答申が私の方へ先般あったわけでございますけれども、今後、基本計画を策定する段になっております。今後とも議会、あるいは、市民の皆様方、あるいは、有識者の皆

様のご意見をしっかり聞きながら、総合計画、基本計画を策定しなきゃならないというふうに思っています。

その中でのことでございます、今、石井議員がおっしゃられた八街駅北口の核施設、あるいは、榎戸駅等々についてでございますけれども、核施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基本構想あるいは総合基本計画の中でさらに議論を深めていただきたいというふうに思っております。また、榎戸駅につきましても、詳細設計をＪＲ東日本さんと協議中でございます。できるだけ社会資本整備交付金を活用した中で、私どもの財政状況もしっかりお伝えしながら、榎戸駅につきましてもお話ししているところでございます。何はともあれ、いろんな街づくりにつきましては、多くの市民の皆様の意見を拝聴しながら、街づくりは進めてまいりたいというふうに思っております。

○石井孝昭君

駅というのは公共の核ですので、公共の核を中心とした街づくりがとても大事だというふうに思います。

そこで、次の質疑の移動交通、公共交通の充実ということでございますけれども、３番でＪＲ総武本線に快速電車、普通電車の増便を引き続き要望していくということでございますけれども、特急電車も八街は走っておりますけれども、特急電車はなぜ入れられなかったのかなと思います。部長、特急電車の利用についても入れてもらった方がいいのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

ご指摘のとおり、特急電車という文言は入ってございません。快速電車の増便については、ここに含めたわけでございますが、今回の基本構想といたしましては、比較的、市民要望が多かった普通電車、快速電車についての追加ということで表現させていただいたわけでございます。当然、複線化など、輸送力の増強、こういったものが掲載されておまして、この中に特急電車も含めた輸送力の増強というふうに理解していただけたらと思っているところでございます。

○石井孝昭君

今年の予算で総武本線の、恐らく複線化に向けての動きということで、市民号を１０年ぶりに復活させるということでもあります。駅利用者が多少減っている、減少傾向にある中での促進策だと思いますけれども、この内容についてはどのような根拠で、どのような目的で市民号を復活させたのか、お聞きしたいと思います。

○総務部長（石毛 勝君）

八街市としまして、ＪＲの方に複線化ですとか電車の増便、こういうものを要望している中で、ＪＲさんとのお話の中で、今おっしゃられたように乗客数が減ってきているという実情を踏まえまして、また、近隣市の状況等の中で、成田市さんなんかはずっと続けて、ＪＲさんとの連携を組んで列車を走らせているというようなことです。今回、これについては、市長とも協議を進めていく中で、ＪＲとの連携、きずなを深めていくためにも、この事業を

復活させようかと。ちょうど10年ほどたっている中で、市民号というものが途切れてしまった状況を、もう一度復活させて、市の活性化等にもつなげる要因として、1つ挙げさせていただいたところでございます。これにつきましては、JRさん等を含めまして協議を進めている中ですが、10月頃に実施できたらということで、計画を進めているところでございます。

○石井孝昭君

ダイヤ改正が先般あって、幾らか本数が減ったということになりました。県議会の方でも総武本線複線化議員連盟が立ち上がっておりますし、地元選出の山本県議等も含めて、市だけではなくて、単線化である市町村を抱えている組長はじめ県議の先生方と連携し合いながら、そのような動きをしていただくことを要望したいと思います。

続いて、同じくふれあいバスの運行体制ですけれども、平成27年度は2千912万円の予算を組んでおりますけれども、実際のふれあいバスの運行体制は、単年度では、間違いなく黒字というわけにはいかなくて、利用者は去年よりちょっと増えたようだけれども、いわゆる赤字だということでございます。10年後、部長、ふれあいバスは続いていると思いますか。また、どのような推移をすると思いますか。

○総務部長（石毛 勝君）

ふれあいバスは正直申し上げまして、私は2回しか乗ったことがなくて、本当に申し訳ないことなんです。

必要な方には、非常に必要であると思います。八街市としては、ふれあいバスを存続させるには、いろんな面をクリアしていかなければいけないと思います。そういったところでももちろん市民の声、先般、利用者にアンケートをとっているわけですが、逆に、利用されない方のアンケートも必要ではないかということで、今、公共交通協議会でそういった話も出ています。なぜ利用しないのかといったところで、やはり、皆さんが利用できるような体制を整えることで、10年後も続いていくのではないかというふうに考えております。

○石井孝昭君

人口の想定をしているわけですから、そこに向けてのたたき台が必要になってくるのではないかと考えております。

私は、ふれあいバスは公共的な交通としてはとても大事で、交通弱者に対してはとても大事なものだと確かに思っております。いろいろ議会でも、それにかわる案が、デマンドだとか乗り合いタクシーだとか、さまざまなご意見を各議員からいただいておりますけれども、その辺を複合的に、今回をいい機会として、協議会の方でしっかりと議論を深めていただきたいなというふうに思います。

続いて、窓口サービスの充実について、ご質問させていただきたいと思います。

八の街ですけれども、八街市の窓口サービスで、この案を作る前もワンストップサービスというのがたしか載ってまして、電子自治体の構築を図るということなんですけれども、実際、ワンストップサービスが今できているのかなというと、ちょっと不安ですね。

ワンストップサービス体系の構築を図るということですが、この間、ちょっと聞きづらいなのですが、どのようにワンストップサービス化されたのかということと、ワンストップサービスというのは、私も何度も申し上げているのですが、福祉なら福祉、税金なら税金、子育てなら子育てと、わかりやすい場所へ市民の皆様方が行って、その場所で、極力移動しないで、2つのものに対応できれば一番いいと思います。交通弱者にも福祉センターに来てください、おじいさん、おばあさんの後ろにありますよ、福祉センターに行かれてくださいと今まではおっしゃっていたと思いますけれども、できれば、福祉なら福祉の窓口は1つにしてほしいなというふうに思います。国保もそうですけれども、「国保の問題は、今度は1階の奥の左へ行ってください」とか。そこで結構、年配の方とかが迷ったり苦労されているのですけれども。

そのようなワンストップサービス、全体を考えて、四街道も見させていただきましたけれども、四街道は数千万円で済んだと聞いていますけれども、この前、誠和会で視察に行ったところは約3億円かかったということでありました。お金をかければいいということではなくて、市民サービス目線でこれを進めていくという構想があるわけですから、どのようにワンストップサービス化を進めていくか、ご質問いたします。

○総務部長（石毛 勝君）

これは八街市にとっても前々からの課題です。私も1階に窓口のある課に随分長いこといたわけでございますが、その都度、課の中でも何とか、例えば、証明書を1カ所でとれないとか、いろんな議論をしてきました。しかしながら今の現状で、八街市は非常に来客数も多いという中でのワンストップ、これが的確にできれば非常にいいことだと思うのですが、今のスペース、また、人員の配置等を考慮したワンストップサービスというのは非常に難しいのではないかとというふうに、私としては今思っているところでございます。

1階のフロアに窓口が集中しているわけですが、職員がなるだけ、お客さんを動かすのではなくて、職員が自分で動いて処理できるようにという心がけを、職員には指導しているところでございます。極力、あちらですよ、こちらですよということは、やはりお年寄りには非常に不便なところでございますので、そういった面を強化といいますか、職員が当然のごとく自分の意思でできるような、そういった教育も含めて、対応をしていきたいと考えております。

○石井孝昭君

ワンストップサービスを行う予定というか、構築していく予算組みを今までされたことはございますかという質問なんですけれども。

基本的に、市民の皆様はやっぱりよく見ていて、ワンストップサービスももちろん大事で、今質疑しているのですけれども、市の職員にはいろんな書類もありますよね、書類の整理も。市民の目に見えるところでは横積みではなく、できれば縦積みにして、きれいに並べて、資料を管理するべきではないかと思います。ワンストップサービスにしていくと、非常にきれいに縦積みにして、どこの資料に何があるか。市民の皆さんも、やはりそういった市に来る

と気分がいいということになりますので。

その辺の試算も、恐らくまだしてらっしゃらないので、これからそういった試算をしていただきながら、極力、市民が多くいらっしゃる窓口では、ものを横に、書類を置かないで、縦積みにして、きれいな管理体制にしていいただければありがたいというふうに思います。

それでは、もう一つ、市の魅力発信についてですけれども、総務省の方では地域力の創造や地方の再生の目的で、定住自立圏構想というのを平成20年から進めています。今その延長線で、地方創生という言葉が出てきております。これは何かというと、中心地の都市機能と周辺市町村の魅力を活用して、相互に役割分担して連携協力することにより、地域住民の命と暮らしを守ると。これは例えば、先ほど申し上げました地域公共交通とか移住とか定住ですね。初期の救急医療体制の維持、確保、子育て支援、例えば駅とか病院とか、大きなものを核として、近隣の市町村と合併ということではなくて、定住自立圏構想ということで、今100以上の市、5万人以上の市が主体なんですけれども、主体となって、日本全国で許可をいただいているということでございますけれども、定住自立圏構想について、八街市としてのお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

その内容については私どもも非常に勉強不足があるところでございますが、近隣の自治体とのそういったお話もまだ出ていない状況の中で、八街市として活用できるところについては、やはり近隣とタッグを組んで、いい形で、市民のためになるものであれば、そういったものも検討していく必要があるのではないかというふうに思っております。これにつきましては当然、八街だけで先走ってやることではないとは思いますが。市長も、近隣組長さんといろんな交流を含めて、情報の共有化を進めている中で、そういったものもあわせて進めていく必要があれば、積極的に検討していきたいと思っております。

○石井孝昭君

定住自立圏構想は、先ほど申し上げましたように地方創生とリンクして、国の方に今申し込みが結構出ているようでございます。ですから、ここをちょっと検討していただいて、八街市だけで今後、独立独歩で行くよという姿勢ではなくて、近隣とも、公共交通で共有していく部分は共有していきましょうとか。例えば、路線バスも共有していきましょう、病院だったら、ここの病院を中核病院として位置付けていきましょうというような構想です。総務省が1つの、合併ではない合併の仕組みを作っているということでもありますので、ぜひ10年構想の中で、基本構想の中でもご検討いただければありがたいというふうに思います。

それでは、議案第20号、一般会計予算の56ページ、自動車臨時運行許可手数料について、ご質問いたします。

これは車の仮ナンバーということでございますけれども、実際は何台ぐらいの申請で、どのぐらい、車検の切れた車とか、そういうことだそうなんですけれども、手数料はどのような形になっているか、ご質問いたします。

○総務部長（石毛 勝君）

お答えいたします。

仮ナンバーの手数料につきましては、申し訳ございませんが過去のデータは私の手元にご
ざいせんが、今年度予算化する、平成27年度予算につきましては、過去の平均値という
ことで、年間1千470件分の予算を組んでいるところでございます。1件あたり750円
ということであります。

○石井孝昭君

それでは、68ページの市町村振興宝くじと、69ページの市町村振興宝くじ交付金につ
いて、ご質問いたします。

これは、オータムジャンボとサマージャンボだということでお話を聞きましたけれども、
宝くじの交付金は年2回ということですから、この算出根拠について、ご質問いたしま
す。

○財政課長（佐藤幸男君）

まず、新市町村宝くじ交付金というのはオータムジャンボ宝くじでございまして、市町村
の振興のために平成13年度から都道府県で発売されております。この宝くじの収益金につ
きましては、都道府県から市町村振興協会に交付された後、市町村に全額交付されるという
ことでございまして、過去の実績を申し上げますと、平成24年度が1千112万円。平成
25年度が1千67万8千円。平成26年度が929万6千円ということになっております。

また、新市町村振興宝くじ交付金につきましては、サマージャンボ宝くじということで、
同じく市町村振興のためということで、昭和54年から都道府県で発売されているものでご
ざいます。これも同じように、各都道府県から市町村振興協会に交付されて、市町村に交付
されるというものでございます。過去の実績を申し上げますと、平成24年度が983万9千円。
平成25年度も983万9千円。それから、平成26年度も983万9千円と、同額になっ
ております。

交付の割合ですけれども、こちらにつきましては人口割ということで、国勢調査の人口を
もとにしているもので、均等で2分の1、人口割りで2分の1という配分の中で、私どもは、
過去の実績を考慮しまして、今回は900万円の予算措置という形にしております。

○石井孝昭君

これは使用を別に制限されるものではないんですね。

それと、年末ジャンボ宝くじはここに入っていないけれども、これは課長、わかればお
願いします。

○財政課長（佐藤幸男君）

ジャンボ宝くじというのは年5回発行されております。そのうち、私どもに交付金として
来ているのは、先ほど言いましたようにサマージャンボとオータムジャンボという形です。
年末ジャンボ宝くじも全国の自治宝くじということで、各都道府県、政令都市なんかでは収
益に応じて施設整備したり、そういうことをしております。しかしながら、市町村の方には
交付されていないというような状況でございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

69ページの婚活イベントのことについて、ご質問させていただきたいと思います。

この婚活イベントは八街市が今回単独で開くということで、初めての試みですかね。昨年、商工会議所なり、農協青年部なり、それぞれの団体が婚活イベントを開催されたようでございます。非常に好評を得たり、雨でちょっと流れちゃって屋内に入ったというところもあったようですけれども、婚活イベントの担当課と、企画の内容はどのような構想をお持ちでしょうか。また、場所はどのような形ですか。ご質問いたします。

○総務部長（石毛 勝君）

この婚活イベントにつきましては、担当は企画課で企画しているところでございます。今回、市としましては初めての実施に向けて計画しているところでございますが、これにつきましては男女20名ずつで予定しているところでございます。会場につきましては、1回目ということで、成田市のホテルを会場として行う予定となっております。こちらにつきましては、一般的な公募ということになるわけでございますが、男性参加者につきましては地元の方々の参加をいただきたいということで、JAみらいの青年部ですとか、商工会議所にも参加のお願いをしていきたいというふうに考えております。

内容ということでございますが、1回目ということで、あまり無理な計画も何ですから、今回は女性に多く参加していただけるようにスイーツバイキングをやって、飲み放題の形で、夕方にかけて、空港の見える部屋をとりまして、婚活イベントをしていくというようなことです。これにつきましては、婚活の手助けをしていただける業者からいろいろアドバイスを受けながら、もうちょっと中身を濃くした計画に今後していきたいと思っております。

○石井孝昭君

とてもいい試みだなというふうに思います。年齢もあると思います、上限、後ろから非常にいいリアクションが飛んでまいりましたけれども。

89ページ、企画費の需用費の食料費が婚活の食料費ということで、これもあわせて聞きますけれども、今、部長から、成田のホテルでされる予定だと聞きましたけれども。先ほどのような団体にお話しするときに、食材は、やっぱり口にするものですから、市産市消で、八街で作られたものを、できれば、青年部なり商工会議所なりを利用して、一部、参加者にふるまっていただくことも、とても大事だと思いますけれども、食料費と書いてありますが、婚活どうのこうのと本来はここに書いておくべきだと思うんですけれども、もうこれはしょうがないですが、今聞きたいのは、食料費の使い分け。できれば市産市消で、八街の食材を使っていくことを考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（石毛 勝君）

料理は、先ほども申し上げましたけれども、デザートバイキング的なものを中心に考えているところでございますけれども、ホテルで今回は計画しております。当然、ホテルの方とそういった面も含めて、こちらの意図を通していただけるのであれば、そういったところも

考慮したいというふうに考えております。

○石井孝昭君

盛り上がるイベントになることをご期待したいと思います。

時間もあとしばらくしかないので、農業後継者の質問ですけれども。

先ほど質問がありました農業後継者対策の青年就農給付金ですけれども、これは、夫婦でもらった場合には減免される場合もあるし、そのままの場合もある。同じ作物を作ってはいけない、地域も分けなきゃいけないということがあって、これによって半減される場合もあるのですけれども、部長、平成26年度は、国の補助なので、このように記載していただいていると思うんですけれども、2千100万円ということで、2千850万円ですか、最終的には、挙げていただいておりますけれども、夫婦が例えば同じ生計に仮になった場合、農業経営が、国とか県の見方として一緒に、今まで違ったんだけれども、夫婦になった組があって一緒になった場合、これについてはどうなりますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

国の青年就農給付金の考えなんですけれども、あくまでもお一人、独立した場合、年間150万円という流れの給付がされるわけですけど、ご夫婦となりますと、やはりご夫婦での取り組みになりますので、年間150万円ではなく、ご夫婦ですと225万円になってしまう。ですから、実際300万円のところ225万円ということで、ご夫婦での新規就農という流れですと若干下がってしまいますけれども、夫婦としての取り組みで1世帯というような流れで、その給付金の中で取り組んでいただければというふうに思っております。

現在、平成25年度では7人とご夫婦1組、9人の方と、平成26年度中に新規になられた方5名で、平成26年度は2千100万円で、議員がおっしゃいますとおりですが、平成27年度は、平成25年度と平成26年度に新規就農された方々14名と、平成27年に、現在もいろいろ相談がございますが、5名分を計上させていただいたというような流れでございます。

○石井孝昭君

やはり、継続性が大事ということで5年を恐らく設定して、最長7年ということですが、これも。これに該当しないのが次の親元新規就農者就農支援金ということですが、一般質問の代表質問の関連で中田議員が質問されましたけれども、平成27年度、今年度でこの事業は一旦とまるということです。

やはり、青年就農給付金の5年継続とあわせて、平成28年度以降も、農業の継続性という観点から、親元就農している方に対しては、申請があれば計上していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

市が単独で行っております新規就農者就農支援金、月2万円で年間24万円の支給という形で、2年間の支給という流れでございますが、あくまでも現在、今年度また新たに生まれた場合はやはり2年間給付と。ですから継続して、連続して2年間はいただけるという事業

で、その事業は継続してまいりたいというふうに考えております。あくまでも青年就農給付金、こちらの方を新規就農の方にはご説明させていただいて、そちらの方は条件的にハードルがちょっと高いこともありますので、それらの条件に乗らない方に市の単独事業で進めております。また、2年間のうち、青年就農給付金事業を受けられる条件が整いましたら、そちらの方へ切りかえていただくというような流れでございます。

○石井孝昭君

最後の質問をします。

水道の資本的収入支出の中で、過年度分損益勘定留保資金、これは2億8千500万円ということですが、水道事業はちょっと赤字が続いているというふうに見受けられますけれども、担当課長として、留保資金を充当するのは簡単な説明をいただきましたので理解できたのですが、この部分をなるべく利用しなくていいような形と、赤字にならないような体制を、今後築いていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○水道課長（金崎正人君）

過年度損益の留保金につきましては、水道会計につきましては一般会計と違まして、3条、4条の2本立てで行っております。4条につきましては赤字が出るということで、補填財源として留保金を充てるというようなことになっております。今言われた中で、3条の方が赤字だということだと思います。

現在、八街市の水道の経営状況の中で、事業、それと、基本的な経常経費的な維持管理費を削減して効率化を図った中で運営しております。その中で、ここで赤字になった要因として一番大きいものは、ご存じのように2系の建設、これは、施設の更新をしなければいけないということで施設工事を過去において行った、その償還が増えている。それとあわせて、他会計からの補助金の部分が、やっぱり市町村の、八街市の財政も厳しい中で、県、市の方の補助金が減っているという状況で赤字が生じているというのが現状でございます。今後にしても、うちの方は、議会でもお話があるように、有収率が多少悪いということで、その解消に向けた努力をするとともに、一層の経費節減を図っていきたいということで考えております。

○石井孝昭君

終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で石井孝昭議員の質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時15分）

（再開 午後 2時25分）

○議長（湯浅祐徳君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

○桜田秀雄君

それでは、早速、議案第7号について、質問させていただきます。

祝金条例の廃止でございますけれども、廃止の理由及び説明責任、これにつきましては先ほど右山議員の方からも若干の質問がありまして、回答がなされています。ご案内のように、この祝金制度は昭和33年度に始まりまして、過去16回の条例改正が行われています。社会情勢や経済情勢、あるいは、市の財政状況、こうした状況から改正する必要はあらうと思えますけれども、あまりにも先見性がないのではないかと。直近では平成24年ですか、改正。議会も討議したわけでありますから、当然、議会にも責任があります。

現在の制度では基準日が9月15日で、1月1日現在、住民基本台帳に登録されている者となっております。平成27年度でいきますと約800人、780人ですか、これが対象者になっていますけれども、既に多くの皆さんは、今年はもらえるものだと、いただけるものだと思っていたにもかかわらず、突然に廃止だと。こういうことは、私はあまりにも乱暴過ぎるのではないかと、このように思うんです。予算との絡みもあるのですけれども、やはり、施行日を9月15日の基準日以降にする、こういうことにして、1年間ぐらいは告知期間をおいてやっていくのが正しいあり方ではないかと思うんですが、その辺については検討されませんでしたか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

今のご質問の件に関しましても、いろいろ内部で協議いたしました。先ほども申し上げましたが、ちょっと財政状況の方が逼迫している状況でございましたので、内部で検討した結果、このようになったところでございます。

○桜田秀雄君

私どもも対象者があまりにも多いので大変心配しているわけです。平成24年度の改正とは大分内容が、廃止ですから、異なりますので、窓口での混乱、こういったものも想定されると思います。

制度改正の説明責任、これについて、今後市民の皆さん、あるいは、平成27年度対象者の個々に連絡をする考えはあるのかどうか。その辺について、お伺いします。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

周知方法につきましては、当該条例案が本会議において可決した後、市民の方々に周知したいと考えております。また、方法につきましては広報やちまたにおいて、平成27年度予算に関する概要説明等の中でお知らせしていきたいと考えております。

○桜田秀雄君

ということは、今の現状の中では対象者個人、これについては告知していかないと。大変心配されますけれども、できれば、やっていただきたいなと思います。

次に、新たな事業展開ですけれども、この条例の廃止に伴いまして、いわゆる国の事業に倣いまして、規則で100歳については対応していくのだと、こうなっております。国から

は内閣総理大臣のお祝い状と、印旛健康福祉センターから送られると思うんですが、やはり、この内容についても若干説明がありましたけれども、新たな制度をもっと詳しく説明していただけますか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

事業内容でございますが、満１００歳を迎えられた高齢者に対して、新たなお祝い事業といたしまして、八街市１００歳高齢者に対する祝金支給規則を制定し、事業をするものでございます。

対象者は、国の老人の日記念１００歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈事業とあわせまして、老人福祉法第５条第２項に定められた老人の日である９月１５日を基準日とし、基準日の属する年の４月１日から翌年３月３１日までの間に満１００歳に達する方となるところでございます。なお、祝金の額は５万円で、長寿祝金条例における満１００歳に対する者と同額でございます。

○桜田秀雄君

新たな事業は１００歳の方に５万円ということで、本年度予算には１７５万円ほど計上されておりますけれども。事業は、やはりこうしたシビアな問題ですから、１回作ったら１０年間は改正しないと、このような考えで作っていかないと、市民の皆さん方の信頼が揺らいでいく、このように思うんですが。

また、今回の条例から、今度は規則でやっていくのだと、このようなお話でございますけれども、今議会の中では議決案件の拡大を目指していこうと、こういう議論もされています。こうした中で規則となりますと、今度は市長権限でできるわけでありまして、いつでも、財政が厳しくなれば市長判断で変えられる、こうなりまして、議会のチェックが効かなくなってしまうかもしれませんが、その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

規則で定めた場合におきましても、毎年予算の計上時においてご審議をしていただくことになりますので、そういったものはないと思います。

○桜田秀雄君

それでは、議案第２０号についてお尋ねいたします。

シルバー人材センターの補助金、予算書１７７ページでございますけれども、補助金については、市の補助金規則第１２条によって、事業報告書や収支報告書などの書類を添付して、補助事業等実績報告書の提出が求められています。シルバー人材センターの補助金はどのようなものに使われているのか。その辺について、お伺いいたします。

○経済環境部長（吉野輝美君）

シルバー人材センターの補助金につきましては、シルバー人材センターの運営に伴う事務職員に対します人件費等の充当となっております。なお、運営にあたっての決裁的なものは総会等で監査を受け、報告書類については提出されているものでございます。

○桜田秀雄君

シルバー人材センター登録者が、ここ数年どのような推移になっているか、わかりますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

シルバー人材センターの会員さんですが、これは平成18年ですが、370名おられました。現在、平成26年度では345名と、若干の減少が見られます。

○桜田秀雄君

シルバー人材センターには、補助金のほかに、いろんな事務を委託していると思うんですが、委託する場合の窓口はどこになるのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

仕事の受注となりますと、直接シルバー人材センターが契約先でございますが、公共事業としては、その公共施設あるいは用地を担当する課が発注という形です。公共の契約はそうになっています。

○桜田秀雄君

個々をお願いしていることになるのだと思うんですが。

昨年暮れに、市の笹引市営住宅で5、6人の皆さんが除草作業をやっておりました。市から委託されたのだという話でしたけれども、皆さん、地面に座りながら、12月ですから、草は伸びるはずがありませんけれども、短い草を1本1本抜いているんですね。これを見て、誠に残念だなと。

シルバー人材センターに登録されている皆さんは、いろんな、生きがいとか、あるいは、事情があって、登録されてやっていると思うんですが、社会的にそれなりの地位におられた方たちがこうした事業を、仕事をやらされているのは大変残念であると思うんですが。やはり、もっと生きがいを感じられる、いわゆる街づくりに協力しているんだと、そういう意識が持てるような事業を開拓して委託してほしいと思うんですが、その辺についてはどのように考えますか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

シルバー人材センターの会員の皆様は、生きがいを持つての仕事ということで会員になられ、実際に作業に入らせていただいている現状でございます。仕事内容的なものについては、発注者側でのいろいろな内容になろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○桜田秀雄君

ご案内のように、八街市は道路沿線にごみが大変散らかっている、こういう状況がございます。山武市ではシルバー人材センターに委託して、軽自動車ですら道路巡回し、ごみを拾いながら、道路が傷んでいれば通報する、そういうことをやられています。ぜひそういうことも研究していただいて、センターの皆さんがやってよかったと思えるような仕事を開発していただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、道路事業について、お伺ひいたします。

今年度の計画はどのようなになっているのか、お伺ひいたします。

○建設部長（武井義行君）

今年度、社会復興資本整備総合交付金を活用しまして実施する工事に関しましては、全員協議会で資料を配付させていただきました。また、今回、改めて、事業内訳のわかるものを配付させていただきましたが、全部で13路線ほど予定しております。

工事場所等につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、舗装改良工事ですが、1番目の市道102号線、これにつきましては榎戸サッカー場入り口付近から八街泉幼稚園方向に向かって約200メートルを予定しております。

それから、2番目の市道103号線。これは、榎戸駅付近、MGMの先から榎戸クリニックに向かいまして、今年度、施工はもう終わっているところなんです、その続き、約200メートルを予定しております。

それから、3番目の市道114号線。これは、市営住宅笹引団地入り口付近、旧笹引歯科付近から笹引小学校方向に向かって約200メートル、これを予定しております。

それから、4番目、市道116号線につきましては、井口商店付近から四木のコミュニティセンター方向に向かいまして、今年度実施した箇所の続き、約200メートルを予定しております。

それから、5番目の市道210号線、これは、市営住宅笹引団地入り口付近、これは、市道六区19号線の笹引小学校入り口、ここから大同産業方向へ向かいまして、今年度実施した箇所の続きの200メートル。

それから、6番目ですが、市道221号線につきましては2カ所予定しておりまして、1カ所につきましては富里市側の409号線、コンビニエンスストアがありますけれども、ファミリーマート八街北店ですが、そこから八街市方向に向かいまして、今年施工した箇所の続きの150メートル。2カ所目は、逆に、今度は409号線のオートバックス付近から朝陽団地の方へ向かいまして、これは今現在、施工準備中で、間もなく施工が始まりますが、その続きの約150メートルを予定しております。

それから、舗装修繕工事です。これは7番目になりますけれども、市道112号線。これは、株式会社富里興業付近から勢田消防機庫に向かって、今年度実施箇所の続きの約100メートル。

それから、8番目といたしまして、市道115号線、これは、戸澤工業付近から沖十文字へ向かいまして、今年実施した箇所の続き200メートル。

それから、9番目は、市道216号線ですが、有限会社創建運輸付近から八街南中学校に向かいまして、今年の続きの約100メートル。

それから、10番目といたしまして市道218号線、これは、千葉東金道路付近から市道116号線の二州第2保育園に向かいまして、今年実施した箇所の続きの100メートル。

それから、11番目といたしまして、市道一区1号線、これにつきましては今年度、水道課で発注しました水道管更新工事箇所の本復旧も兼ねまして、伊藤商店付近から二区調整池までの間、約500メートル。

それから、12番目といたしまして、市道三区40号線、これは、長谷川病院裏の駐車場

付近から大正踏切方面へ向かいまして、約１００メートル。

それから、１３番目といたしまして、市道朝日７号線、これは、松里バス停方向から朝日十字路に向かいまして、今年度の続きの約１００メートルを実施する予定です。

今回お配りした経費、金額ですけれども、現在要望しているところなのですが、全額、採択された場合という形のものでございます。それと、実際の施工にあたりましては、現場、現地調査に入った場合に若干の誤差とか違いが生じる可能性がありますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○桜田秀雄君

今、今年度の契約について、内容を教えてもらいました。今回は土木の参考資料としていろいろな資料を提供していただき、ありがとうございました。

できたら、この資料はまだ空欄がございますので、一番右の方に、来年度以降、簡単な事業内容を記載していただければありがたいかと、このように思います。

次に、県及び他課との調整について、お尋ねするのですが、当初予算に占める土木費について、平成１５年度は３９億５千７００万円ほどありました。予算に占める割合も２１パーセントほどあったのでありますけれども、本年度は１０億２千万円、約５．３パーセントということでございまして、前年度に比べまして、２６．２パーセントの削減になっております。限られた予算でございますから、これを有効に使っていく必要があろうかと思えます。

先日、朝日区にあります県北総用水事務所を訪問いたしまして、担当工事課長とお話したのですが、市には既に北総用水工事で、市道に４８．６キロメートルほど管が埋められております。まだ、これ以降、あと３０キロメートルぐらいはあるのではないかと。こういうお話でございました。

北総用水工事については、道幅４メートルについては工事終了後に全面舗装復旧すると、こういう内容になっておりますので、同じ税金ですから、県税でも市税でも国税でも、そうしたところとは綿密に調整を図りながら、万が一にもダブって工事することのないようにしてほしいと思うんですが、その辺についての調整はどのようにされているか、お聞きいたします。

○建設部長（武井義行君）

こういった工事の調整につきましては、毎年、年度当初に八街市道路連絡協議会というものを開催いたしまして、当然、市役所内の関係課もそうですが、こういった関係機関、例えば、今お話にありました関東農政局とか、また、電力供給会社、それから、ガス事業者、石油導管業者とか電気通信事業者、こういった方たちに来ていただきまして、こういった工事を市内で予定しているかということで、調整可能なことにつきましては極力調整して、無駄のないような形で連絡調整しております。

○桜田秀雄君

市の財政は限られておりますので、こうした県の事業等とうまく調整しながらやることに

よって道路の整備を図っていただきたい。このことをお願いしておきます。

次に、議案第25号ですが、水道会計について、予算書6ページでございますけれども。

今年も管路更新を予定されていると思うんですが、本年はどこをやられるのか。また、総延長距離はどのぐらいを予定しているのか、お伺いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

では、お答えいたします。

始まる前に、資料といたしまして、こちらの方を配付させていただいたと思います。こちらの方を見ていただきたいと思います。

まず、第1カ所目といたしましては、塩野谷ビルと角屋の間の通り、これは三区19号線になりますが、それを南北方向に。それとあわせて、そこにクロスする、三区10号線になりますが、東西方向でクロスする、この場所がまず1カ所目でございます。ここにつきましては、両方合わせますと344メートルを予定しております。

次に②といたしまして、この図面の中で八街学園の反対側になると思いますが、こちらの方が丸正ピーナツ前さんから東京都学園通りに向かう通りになります。ここは、延長といたしまして184メートルを予定しております。

次に③でございますが、これは、魚国様のところから陸橋通りに向かった通りになります。これは143メートルを予定しております。

次に、4カ所目といたしまして、大木配水場の裏手の団地の中にありますが、99メートルを予定しております。

管路の更新につきましては、以上の4カ所でございますが、今年度、平成26年度に実施しました、先ほど建設部長の方からお話があったかと思いますが、九十九路団地の前の工事を今年度行っておりますが、その本復旧は建設課の方で行っていただけるということです。これは調整した中で行っていただくのですが、その残りの部分といたしまして、九十九路団地の中の舗装の部分、これは、面積といたしまして828平米を予定しております。あくまで、ここに挙げた箇所、また、延長につきましては、現在のところの予定ということでございますので、その旨、よろしくお願いいたします。

○桜田秀雄君

この工事について、例えば、市の職員が立ち会うというようなことはないのでしょうか。

○水道課長（金崎正人君）

工事の場所、また、現地を見まして、当然、ある一定の長さで、現地の状況に応じてどこからどこまでと、これは、例えば、仕切弁だとか弁とか、その状況に応じて、ここまでを1つの区間としようということで選定しております。

私どもとすれば、どうしても更新工事が遅れておりますので、本来であれば長くやりたいのですが、経営上、非常に厳しい状態でございますので、おおむね年間で1億程度の予算、もしくは延長といたしまして1キロメートルという中で、更新工事を計画しております。

○桜田秀雄君

最近、八街駅南側、いわゆる千葉銀行の通りの工事をやられたと思うんですけども、たまたま工事現場にいたのですが、地元の皆さんから、歩道のU字溝のふたが傷んでガタガタしていて、工事の復旧に合わせて、動かないようにしてもらえないかと、こういうお話があったので、言っているのか悪いのかはわかりませんが、現場の責任者にちょっとお話ししましたら、きちっとやってもらえました。

できれば、ああいうときに市の担当者がいると、地域の皆さんがさまざまなお願いをできる機会があるといいのではないかなと思うんですが。できる範囲で結構ですので、ぜひともお願いしたいと思います。

他課との調整については、先ほど総務部長の方から話がありました。水道課としてもちゃんと調整してやっているよということでございますので、一言、何かあったら。

○水道課長（金崎正人君）

他課との調整ということで、先ほど建設部長からもありましたように、道路管理者の方で年度当初、一堂に会しては、道路管理者の方は八街市になりますけれども、例えば、県道であれば県の方ですね、ここで言えば印旛土木事務所の方が、道路管理者として、そういう工事に際しての調整をする機会を設けておりますので、私どもも参加し、その中でいろいろ情報を得て、また、その中で必要な協議はさせていただいているところでございますので、今後も引き続き同様に扱っていきたいと思っております。

○桜田秀雄君

終わります。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、新宅雅子議員の質疑を許します。

○新宅雅子君

最初に、議案第20号の3番目、100歳高齢者祝金支給事業は皆さんお聞きになりましたので、よくわかりました。これは取り消しをいたします。その前の部分をちょっとお聞きしたいと思います。

在宅老人援護対策費、ひとり暮らし高齢者等訪問事業の内容を教えてくださいと思います。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

お答えいたします。

ひとり暮らし等の高齢者が地域から孤立しないよう、訪問を希望する高齢者宅に月1回程度、訪問し、話し相手となり、孤立感や不安感の軽減が図られるよう、事業を実施しているものでございます。

○新宅雅子君

月1回程度の訪問というのは、要望があつてから行くのですか。それとも、こちらからローテーションがあつてというか、それで行くのですか。両方でしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

希望する方なので、要望がございますし、行く方々とも顔見知りとか、いろんな関係がありますので、その辺は調整してお伺いしております。

○新宅雅子君

すみません。もう一回お聞きしていいでしょうか。

そのボランティアさんは何人ぐらいいらっしゃって、何人ぐらいの方の傾聴に行っているのでしょうか。

3回目でしたか。すみません。じゃあ、いいです。大変失礼いたしました。

それでは、次に、緊急通報装置の設置管理業務事業について、お聞きいたします。

これは何台分の緊急通報装置なんのでしょうか。1千996万1千円の予算がついておりますが、これは何台分の緊急通報の金額なんのでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

平成27年度予算では、一月あたり495台を見込んでおります。

○新宅雅子君

この使用状況というのはいかがなんでしょうか。緊急通報ですから、あまり稼働していない方が本来はいいものだと思うんです。救急車を呼んだりしない方がいいと思うんですが、ひとり暮らし高齢者なので、日中だけではなくて、完璧なひとり暮らしだと思いますので、使用状況とかはいかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（和田文夫君）

使用状況でございますが、平成26年4月から平成27年1月までの使用状況は、利用者からの相談、連絡等が546件、緊急通報が59件となっております。そのうち、救急車により搬送された件数は53件となっております。

○新宅雅子君

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で新宅雅子議員の質疑を終了します。

次に、服部雅恵議員の質疑を許します。

○服部雅恵君

私は議案第20号について、ご質問させていただきます。

6款1項2目、商工業振興費についてなんですが、商店街振興事業費が80万円程度の減額になっているのですが、この理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

お答えします。

商店街振興事業費の減の内容でございますが、商店街は市内に今10カ所ございまして、商店街の皆さんの電灯が各地域に、要は商店街灯がついております。それらの電気料としての補助事業としておりますが、これらについて、平成25年度、文違商業会でLED化が進

められ、設置されたところでございます。あと、残り7商店街、10のうち7商店街がLED化を進めておりまして、今年中には完了するという事で、LED化によって電気料が減額となります。平成27年度予算においては、平成26年度と比較しますと電気代が浮く額としては80万円程度の減と見込めるということでございます。

○服部雅恵君

LED化はすごいなと思います。

その浮いた分で、とても商工業費は大事なものだと思うんですが、何か新しいことはできないのでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

LED化で電気料の削減になったわけですが、それらの削減策としては、商工費の中では増額させていただいた内容としては、消費生活対策費の中で増額計上させていただいておりますが、この内容としましては、近年、市民の皆さんから相談が多くございます消費生活相談、こちらの部分で消費生活相談員、今は2名体制で行っておりますが、それを週2回で行っておりますが、平成27年度は週4日間として増強するという事で、強化の費用として計上しております。

○服部雅恵君

それほど今、消費者にとっていろいろな問題が多いのかなと思いますので、大事に使っていただきたいと思います。

あと、商店街店舗活用事業補助金というのがあるのですが、その内容を教えていただけますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

商店街の店舗活用事業補助金の内容でございますが、この内容といたしましては、八街駅南口商店振興組合と、八街商工会議所と、市の連携で、空き店舗対策としましてギャラリー悠友を開催し、主にボックスショップを行っております。また、小・中学校の美術の作品展を毎年行うなど、駅前でのにぎわいを創出するために、また、市民の方たちに親しまれるところということで、支援しているところでございます。

なお、このほかに八街市推奨の店「ぼっち」や「ブランみなみ」などを支援し、駅前のにぎわいの創出をしているところでございます。

また、八街駅周辺の活性化を目的に、平成25年9月よりスタートいたしました八街駅北口市、これにつきましても市で支援し、軌道に乗ってきたところでございます。

市といたしましても、今後もこれらの事業を支援し、駅周辺の活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

ありがとうございます。北口市も大分定着化してきた。ただ、もっといろんな人が来てくれるといいなと、私もいつも思っております。

昨年、北口と南口の連携ということをやったような気がするのですが、

その辺についてはいかがでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

北口と南口の連携、北口市あるいは南口商店街、こちらの方で駅周辺のにぎわい創出にあたっての事業として、さまざまな事業に取り組んでいただいているのが実情でございます。

○服部雅恵君

やっぱり北も南も活性化をどんどんしていったって、本当にみんなが足を運んでくれるような、そういう商店街になっていただきたいと、ご要望いたします。

2番目に、商工会議所事業補助費ということで、小規模事業指導補助金について、お伺いいたします。これは宅配事業のことだと思うんですが、今の現状について、教えてください。

○経済環境部長（吉野輝美君）

宅配事業として昨年開設したわけですが、会員さん、商工会議所が中心となり、南口商店街が主催として発足したわけですが、周知にはいろいろ努力しているわけですが、どうしても会員さんが今のところ少ないというような状況もございます。活性化、あるいは、会員さんの拡大に努力したいというふうに思っております。

○服部雅恵君

宅配を徐々に進めているということなんですが、宅配のほかにやってみたいというか、この後、考えているような内容はございますでしょうか。

○経済環境部長（吉野輝美君）

買い物代行サービスは、どうしても買い物弱者の方々の支援ということで、市民懇談会におきましても、ふれあいバスの利用では買い物はちょっと不便かなという方々もおられましたし、同時に、代行サービスを利用したいようなご意見等もございました。どうしても弱者の買い物代行ということで、これらを今後進めてまいりたい、大きくしたいというふうに考えております。

○服部雅恵君

買い物代行ということですが、本当に買い物弱者は今増えていて、これからもどんどん増えていくと思いますので、その辺をしっかりお願いしたいと思います。

あと、代行だけではなく、例えば、ごみ出しも遠くていけないとか、本当にちょっとしたお手伝いみたいな、そういうものも求めている方が今増えてきているかなと思うので、そういうところも含めて考えていただきたいなと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅祐徳君）

以上で服部雅恵議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第32号を、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日4日から22日までの19日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(湯浅祐徳君)

ご異議なしと認めます。3月4日から3月22日までの19日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

3月23日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時07分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第32号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

-
- 議案第1号 八街市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第3号 八街市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第4号 八街市保育所設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について
- 議案第6号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市長寿祝金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 平成26年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第15号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成26年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成26年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成26年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第20号 平成27年度八街市一般会計予算について
- 議案第21号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第23号 平成27年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第24号 平成27年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第25号 平成27年度八街市水道事業会計予算について

- 議案第26号 印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第27号 印旛郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第28号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 八街市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第31号 八街市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 八街市基本構想の変更について